# 令和２年度業務実績に係る自己評価書

令和３年６月２８日

独立行政法人農畜産業振興機構

第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| １―１ | １　畜産（肉畜・食肉等）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ　肉用子牛生産者補給交付金の交付等、ウ　畜産業振興事業<br>（２）緊急対策 | | |
| | | | |
| | | | |

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | （参考）（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 肉用牛交付金を交付した件数 | ― | ― | 1,255 件<br>(517 件) | 18,197 件 | 45,187 件 | | |
| 目標業務日以内に交付した件数 | 35 業務日以内の交付 | ― | 1,255 件<br>(517 件) | 18,197 件 | 45,187 件 | | |
| 達成度合 | ― | ― | 100%<br>(100%) | 100% | 100% | | |
| 肉用牛交付金を交付した回数 | ― | ― | ―<br>(―) | ４回 | ４回 | | |
| 目標業務日以内に交付状況を公表した回数 | ５業務日以内の公表 | ― | ―<br>(―) | ４回 | ４回 | | |
| 達成度合 | ― | ― | ―<br>(―) | 100% | 100% | | |
| 肉豚交付金を交付した件数 | ― | ― | ―<br>(―) | ― | ― | | |
| 目標業務日以内に交付した件数 | 30 業務日以内の交付 | ― | ―<br>(―) | ― | ― | | |
| 達成度合 | ― | ― | ―<br>(―) | ― | ― | | |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 206,302,632 | 243,818,007 | 336,213,928 | | |
| 決算額（千円） | 41,605,988 | 27,773,606 | 102,351,051 | | |
| 経常費用（千円） | 53,246,549 | 113,425,014 | 102,368,952 | | |
| 経常利益（千円） | △25,493,694 | △103,827,209 | △2,914,336 | | |
| 当期総利益（千円） | 14 | 50,480 | 3,760,875 | | |
| 行政コスト（千円） | ― | 113,425,014 | 102,368,952 | | |
| 行政サービス実施コスト（千円） | 18,172,373 | ― | ― | ― | ― |
| 従事人員数 | 52.86 | 52.00 | 52.00 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 肉豚交付金を交付した回数 | － | － | －<br>(－) | － | － | | | | | | | | | | |
| | 目標業務日以内に交付状況を公表した回数 | ５業務日以内の公表 | － | －<br>(－) | － | － | | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | － | －<br>(－) | － | － | | | | | | | | | | |
| | 肉用子牛生産者補給交付金等を交付した件数 | － | 188 件 | 202 件 | 229 件 | 202 件 | | | | | | | | | | |
| | 目標業務日以内に交付した件数 | 14 業務日以内の交付 | 188 件 | 202 件 | 229 件 | 202 件 | | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | | |
| | 肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数 | － | － | １回 | ３回 | ２回 | | | | | | | | | | |
| | 目標業務日以内に交付状況を公表した回数 | ５業務日以内の公表 | － | １回 | ３回 | ２回 | | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | － | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | | |
| | 緊急対策として制定した事業数 | － | － | 28 事業 | 41 事業 | 36 事業 | | | | | | | | | | |
| | 目標業務日以内に要綱を制定した事業数 | 18 業務日以内の要綱制定 | － | 28 事業 | 41 事業 | 36 事業 | | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | － | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | | |

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（肉畜・食肉等）関係に関するもの（生産者等へ交付される補助金等が含まれる。）を掲載している。

２）予算額、決算額は支出額を記載。

３）経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

４）30 年度の欄の括弧内は、TPP11 協定発効前までの目標に基づく件数を記載。

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| | 第２　中期目標の期間<br>　機構の中期目標の期間は、平成 30 年４月１日から令和５年３月 31 日までの５年間とする。 | | | （◎：大項目、<br>○：中項目、<br>◇：小項目） | | | |
| | 第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項<br><br>１　畜産（肉畜・食肉等）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等<br>（ア）肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。<br>（第３期中期目標期間実績：－業務日）<br><br>【重要度：高】<br>　基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 | 第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置<br>１　畜産（肉畜・食肉等）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等<br>（ア）肉用牛交付金の交付<br>　肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 | 第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置<br>１　畜産（肉畜・食肉等）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等<br>（ア）肉用牛交付金の交付<br>　肉用牛交付金については、肉用牛生産者からの販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に交付する。 | ◎第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置<br>○１　畜産（肉畜・食肉等）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等<br>◇（ア）肉用牛交付金の交付<br>　分母を肉用牛交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 35 業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上 100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　肉用牛交付金について、販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付した。<br>　肉用牛交付金については、TPP11 協定の発効に伴い法制化された制度を引き続き適切に実施した。<br>　また、交付金単価の算定方法の見直し及び運用改善、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策としての生産者負担金の納付期限の延長措置等について、国からの要請に基づき、速やかに要綱改正を行うなど的確に対応した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>　販売確認申出書の提出期限から 35 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100％（45,187 件/45,187 件）であった。<br>　また、法制化された制度を引き続き適切に実施するとともに、国からの要請に基づく制度見直しや、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急支援策についても遺漏なく実施することができたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | （イ）肉用牛交付金の交 | （イ）肉用牛交付金の交 | （イ）肉用牛交付金の交 | ◇（イ）ホームページに | ＜主要な業務実績＞ | ＜評定と根拠＞ | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。<br>（第３期中期目標期間実績：－業務日） | 付状況に係る情報の公表<br>　肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。 | 付状況に係る情報の公表<br>　肉用牛交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。 | よる交付状況の公表<br>　分母を肉用牛交付金を交付した回数とし、分子を５業務日以内に公表を行った回数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | 　肉用牛交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から５業務日以内にホームページで公表した。 | 評定ｂ<br>　事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100%（４回/４回）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | （ウ）肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。<br>（第３期中期目標期間実績：－業務日）<br><br>【重要度：高】<br>　基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 | （ウ）肉豚交付金の交付<br><br>　肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。 | （ウ）肉豚交付金の交付<br><br>　肉豚交付金については、各四半期末月の肉豚生産者からの販売確認申出書の提出期限から 30 業務日以内に交付する。 | ◇（ウ）肉豚交付金の交付<br>　分母を肉豚交付金を交付した件数とし、分子を当該交付金を 30 業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　肉豚交付金については、平均粗収益が平均コストを上回ったため、本年度内に交付金の交付は行われなかった。<br>　肉豚交付金については、TPP11 協定の発効に伴い法制化された制度を、引き続き適切に実施した。<br>　また、断続的に全国各地で発生する豚熱（CSF）対策及び令和２年７月豪雨等に伴う緊急支援策として、国からの要請に基づき、生産者負担金の納付期限の延長措置等を講じた。 | ＜評定と根拠＞<br>評定－<br><br>＜課題と対応＞<br>－ | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。<br>（第３期中期目標期間実績：－業務日）<br><br>イ　肉用子牛生産者補給交付金の交付等<br>（ア）肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。<br>（第３期中期目標期間実績：11 業務日）<br><br>【重要度：高】<br>基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 | （エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表<br>肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。<br><br>イ　肉用子牛生産者補給交付金の交付等<br>（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付<br>肉用子牛生産者補給交付金等については、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に交付する。 | （エ）肉豚交付金の交付状況に係る情報の公表<br>肉豚交付金の交付状況に係る情報を、全交付対象生産者に対する交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。<br><br>イ　肉用子牛生産者補給交付金の交付等<br>（ア）肉用子牛生産者補給交付金等の交付<br>指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に生産者補給交付金等を交付する。 | ◇（エ）ホームページによる交付状況の公表<br>分母を肉豚交付金を交付した回数とし、分子を５業務日以内に公表を行った回数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった<br><br>イ　肉用子牛生産者補給交付金の交付等<br>◇（ア）生産者補給交付金等の交付<br>分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した件数と生産者積立助成金を交付した件数の合計件数とし、分子をそれぞれの交付金等を 14 業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が | ＜主要な業務実績＞<br>該当なし<br><br>＜主要な業務実績＞<br>肉用子牛生産者補給交付金等について、指定協会からの交付申請を受理した日から 14 業務日以内に全て交付した。<br>交付業務に当たっては、指定協会に対して四半期毎に事務連絡文書を発して、事務スケジュールの順守の徹底等を周知した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定－<br><br>＜課題と対応＞<br>－<br><br>＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>交付申請を受理した日から 14 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100％（202 件/202 件）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | | | |
| | （イ）肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付が終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。<br>（第３期中期目標期間実績：５業務日） | （イ）交付状況に係る情報の公表<br>　交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。 | （イ）交付状況に係る情報の公表<br>　交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から５業務日以内に、ホームページで公表する。 | ◇（イ）ホームページによる交付状況の公表<br>　分母を肉用子牛生産者補給交付金を交付した回数とし、分子を５業務日以内に公表を行った回数とする。<br>ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　生産者補給交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から５業務日以内にホームページで公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は100％（２回/２回）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | ウ　畜産業振興事業<br>　肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変 | ウ　畜産業振興事業<br>　肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変 | ウ　畜産業振興事業<br>　肉畜・食肉等の生産・流通の合理化を図るための事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉畜・食肉等に係る環境変 | ◇ウ　畜産業振興事業<br>　肉畜・食肉等に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施<br>　分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。<br>ｓ：達成度合は 100％で | ＜主要な業務実績＞<br>　経営安定対策の補完対策にあっては、必要のあった全ての新規・拡充事業等について、事業説明会等を実施した。<br>（第２の６の（１）のイ参照） | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　第２の６の（１）のイ参照<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 化等を踏まえ、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。<br>（第３期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100%） | 化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 | 化等を踏まえ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 | あり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | | | |
| | （２）緊急対策<br>畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。<br>（第３期中期目標期間実績：18 業務日）<br><br>【難易度：高】<br>災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速か | （２）緊急対策<br>畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。 | （２）緊急対策<br>畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。 | ◇（２）緊急対策<br>分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は 80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>断続的に全国各地で発生する豚熱（CSF）の発生に伴う経口ワクチン散布等への支援対策、新型コロナウイルスの感染拡大に係る一連の畜産支援対策及び令和２年７月豪雨や同年 12 月以降の大雪による畜舎の損壊等の被害を受けた生産者への支援対策について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定 a<br>事業内容についての国との協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成度合は 100%（36 事業/36 事業）であった。<br>特に、一連の豚熱（CSF）対策や新型コロナウイルスの感染拡大に伴う畜産支援対策等の実施に当たっては、国、地方自治体、事業実施主体と緊密に連携し、迅速かつ的確に事業を行うことができたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | つ適切な対応が求められることから、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携して調整を行いながら、短期間で事業の新たな仕組み及び要綱の策定等を行い、的確に実施する必要があるため。 | | | | | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| （予算と決算の乖離理由）<br>本セグメントにおいて、決算額が予算額の 30%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。 |

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| １―２ | ２　畜産（酪農・乳業）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ　畜産業振興事業<br>（２）需給調整・価格安定対策<br>ア　指定乳製品等の輸入・売買、イ　乳製品需給等情報交換会議の開催<br>（３）緊急対策 | | |
| | | | |
| | | | |

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | （参考）（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 加工原料乳生産者補給交付金の支払請求件数 | － | 44 件 | 66 件 | 147 件 | 153 件 | | |
| 目標業務日以内に交付した件数 | 18 業務日以内の交付 | 44 件 | 66 件 | 147 件 | 153 件 | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 受託数量等を公表した回数 | － | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | |
| 目標業務日以内に公表した回数 | ９業務日以内の公表 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数 | － | －件 | １件 | ３件 | ２件 | | |
| 目標業務日以内に交付した件数 | 14 業務日以内の交付 | －件 | １件 | ３件 | ２件 | | |
| 達成度合 | － | － | 100% | 100% | 100% | | |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 97,982,477 | 103,326,214 | 113,466,983 | | |
| 決算額（千円） | 63,337,019 | 68,069,232 | 66,346,171 | | |
| 経常費用（千円） | 60,988,102 | 66,820,877 | 64,950,839 | | |
| 経常利益（千円） | △7,991,425 | △9,860,020 | △8,510,870 | | |
| 当期総利益（千円） | 1 | 7,466 | 9,565 | | |
| 行政コスト（千円） | － | 66,820,877 | 64,950,839 | | |
| 行政サービス実施コスト（千円） | 28,477,095 | － | － | － | － |
| 従事人員数 | 20.39 | 22.70 | 22.70 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国から通知を受けた輸入数量 | 全量の輸入 | 137,202 トン | 137,202 トン ※全乳換算数量 | 137,202 トン ※全乳換算数量 | 137,202 トン ※全乳換算数量 | | | | | | | | | |
| | 輸入入札に付した数量 | － | 137,202 トン | 137,202 トン ※全乳換算数量 | 137,202 トン ※全乳換算数量 | 137,202 トン ※全乳換算数量 | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |
| | 国が指示する方針による売渡計画の合計数量 | 計画の確実な実施 | 64,496 トン | 58,455 トン ※製品重量 | 37,510 トン ※製品重量 | 18,050 トン ※製品重量 | | | | | | | | | |
| | 売渡入札に付した数量 | － | 64,496 トン | 58,455 トン ※製品重量 | 37,510 トン ※製品重量 | 18,050 トン ※製品重量 | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |
| | 指定乳製品等の輸入の契約数 | － | 295 件 | 443 件 | 288 件 | 384 件 | | | | | | | | | |
| | 目標業務日以内に売渡した契約数 | 20 業務日以内の売渡し | 295 件 | 443 件 | 288 件 | 384 件 | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |
| | 流通計画の公表回数 | ４回 | ４回 | ４回 | ４回 | ４回 | | | | | | | | | |
| | 目標の期日までに公表した回数 | 四半期終了月の翌月末までの公表 | ４回 | ４回 | ４回 | ４回 | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |
| | 売買実績に係る情報を公表した回数 | － | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | | | | | | | | |
| | 目標の期日までに公表した回数 | 翌月 19 日までの公表 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |
| | 緊急対策と | － | － | ５事業 | ５事業 | 16 事業 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | して制定した事業数 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 目標業務日以内に要綱を制定した事業数 | 18 業務日以内の要綱制定 | － | ５事業 | ５事業 | 16 事業 | | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | － | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | | |

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産（酪農・乳業）関係に関するもの（指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。）を掲載している。

２）予算額、決算額は支出額を記載。

３）経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益（返還金等）が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| | ２　畜産（酪農・乳業）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　加工原料乳生産者補給交付金の交付等<br>（ア）加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する（対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を越えた支払希望がある場合を除く。）。<br>（第３期中期目標期間実績：18 業務日）<br><br>【重要度：高】<br>基本計画に基づく経営安定対策として、加えて、ＴＰＰ等政策大綱において充実の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要 | ２　畜産（酪農・乳業）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　加工原料乳生産者補給交付金の交付等<br>（ア）加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金については、対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。<br>ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 | ２　畜産（酪農・乳業）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　加工原料乳生産者補給交付金の交付等<br>（ア）対象事業者及び指定事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に加工原料乳生産者補給交付金、加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金を交付する。<br>ただし、対象事業者及び指定事業者から 18 業務日を超えた支払希望がある場合を除く。 | ○２　畜産（酪農・乳業）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　加工原料乳生産者補給交付金の交付等<br>◇（ア）生産者補給交付金等の交付<br>分母を支払請求件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>生産者補給交付金等の交付について、交付対象事業者等からの交付申請に係る支払請求件数 153 件に対し、18 業務日以内に交付を行った件数は 153 件であった。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>支払請求のあった全てについて、交付申請を受理した日から 18 業務日以内に全て交付することができた。達成度合は 100%（153 件/153 件）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | があるため。<br><br>（イ）加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から９業務日以内に、ホームページで公表する。<br>（第３期中期目標期間実績：８業務日） | （イ）交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から９業務日以内に、ホームページで公表する。 | （イ）交付業務の透明性を確保する観点から、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から９業務日以内に、ホームページで公表する。 | ◇（イ）加工原料乳認定数量等に係る情報の公表<br>分母を公表回数とし、分子を９業務日以内に公表した回数とする。<br>ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上 100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>交付対象事業者別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報について、全都道府県からの報告終了後、９業務日以内にホームページで公表した。<br>事務処理の迅速化等に当たっては、都道府県及び第１号交付対象事業者（注）に文書を発し、相互連絡等について指導を行った。<br><br>（注）生乳を生産者から集めて乳業に販売し、機構から補給交付金を預かり、生産者に補給金を交付する事業者。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100％（12 回/12 回）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | イ　畜産業振興事業<br>（ア）酪農対策<br>酪農経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補塡基準価格を下回った場合に補塡金の交付等を行う。<br>このため、補塡金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に行う。<br>（第３期中期目標期間実績：実績なし）<br><br>【重要度：高】 | イ　畜産業振興事業<br>（ア）酪農対策<br>生乳生産者の経営の安定を図るため、加工原料乳の平均取引価格が補塡基準価格を下回った場合に、補塡金の交付等を行う。<br>このため、補塡金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に行う。 | イ　畜産業振興事業<br>（ア）酪農対策<br>加工原料乳生産者経営安定対策事業について、加工原料乳の平均取引価格が補塡基準価格を下回った場合に、補塡金の交付等を行うため、所要の基金造成を適切に行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から 14 業務日以内に行う。 | イ　畜産業振興事業<br>◇（ア）酪農対策<br>加工原料乳生産者経営安定対策事業に係る所要（当面の必要額）の基金造成<br>分母を加工原料乳生産者積立金に係る補助金を交付した件数とし、分子を、当該補助金を 14 業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成の | ＜主要な業務実績＞<br>補塡金の財源となる加工原料乳生産者積立金の造成を行うため、補助金の概算払請求に係る支払件数２件に対し、いずれも 14 業務日以内に交付した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>支払請求のあった２件について、いずれも 14 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100％（２件/２件）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 | | | ための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | | | |
| | （イ）補完対策<br>酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。<br>（第３期中期目標期間実績：新規・拡充事業の事業説明会の実施：100％） | （イ）補完対策<br>酪農・乳業に係る環境変化等を踏まえ、酪農・乳業の生産性向上等に資するため、経営安定対策を補完する事業を、新規・拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 | （イ）補完対策<br>酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業にあっては、新規、拡充事業の事業説明会等の実施により、効率的かつ効果的に実施する。なお、継続事業についても必要に応じて事業説明会等を実施する。 | ◇（イ）補完対策<br>酪農・乳業に係る経営安定対策を補完する事業の効率的かつ効果的な実施<br>分母を新規・拡充事業数とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。<br>ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>経営安定対策の補完対策にあっては、必要のあった全ての新規・拡充事業等について、事業説明会等を実施した。<br>（第２の６の（１）のイ参照） | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>第２の６の（１）のイ参照<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | （２）需給調整・価格安定対策<br>ア　指定乳製品等の輸入・売買<br>（ア）国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の | （２）需給調整・価格安定対策<br>ア　指定乳製品等の輸入・売買<br>（ア）生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとと | （２）需給調整・価格安定対策<br>ア　指定乳製品等の輸入・売買<br>（ア）生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとと | （２）需給調整・価格安定対策<br>ア　指定乳製品等の輸入・売買<br>◇（ア）国が定めて通知する数量の指定乳製品等の全量の輸入入札 | ＜主要な業務実績＞<br>国家貿易機関として、令和２年度に国際約束に | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>国から通知を受けた数 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 指定乳製品等について、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。<br>（第３期中期目標期間実績：輸入及び売渡しのための入札に付した数量の割合：100%） | もに、国家貿易機関として、国際約束に従って国が定めて通知する数量の指定乳製品等について、毎年度、その全量を輸入のための入札に付するとともに、指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。 | もに、国家貿易機関として、国から通知を受けた令和２年度の指定乳製品等の全量を輸入のための入札に付する。 | 分母を国から通知を受けた輸入数量とし、分子を輸入入札に付した数量とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | 従って国が定めて機構に通知する数量について、需給状況を踏まえて品目、数量等を決定し、輸入入札に付した。<br>ⅰ）国から通知を受けた数量　137,202 トン<br>ⅱ）輸入入札に付した上で契約を締結した、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルの数量（不落札分を除く。）<br>全乳換算数量<br>137,202 トン | 量について、全量を輸入入札に付すことができた。達成度合は 100%（137,202 トン/137,202 トン）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | | （イ）指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等の売渡し計画の数量を売渡しのための入札に付する。 | ◇（イ）国が指示する方針による指定乳製品等の的確な売り渡し等<br>①　指定乳製品等の的確な売り渡し<br>分母を国が指示する方針による売渡計画の合計数量とし、分子を売渡入札に付した数量とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未 | ＜主要な業務実績＞<br>四半期毎に農林水産省生産局長あてに届け出ている売渡計画に基づき、バター、脱脂粉乳、ホエイ・調製ホエイ及びバターオイルを売渡入札に付した。<br>ⅰ）売渡計画の合計数量 18,050 トン<br>ⅱ）売渡入札に付した数量 18,050 トン | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>指定乳製品等に係る売渡計画に基づき、全量を売渡入札に付すことができた。達成度合は 100%（18,050 トン/18,050 トン）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 満であった<br>（売渡計画において、売渡を行わない場合を除く。） | | | |
| | | また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者に対して外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。 | また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望･意向を把握する。 | ②　需要者との意見交換の実施による需要者の要望、意向の把握<br>ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を確保するため、四半期毎に大手需要者との情報交換会議を開催し、外国産指定乳製品等の品質･規格、用途等に関して意見交換を行った。また、機構の売渡入札における落札需要者から輸入乳製品に関する要望･意向を把握し、輸入商社等に品質面の改善等についてフィードバックした。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>需要者との情報交換会議や落札需要者からの要望・意見等の聴取・把握を行うことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | （イ）指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。<br>ただし､20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。<br>（第３期中期目標期間実績：20 業務日） | （イ）指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。<br>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。 | （ウ）指定乳製品等の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合において指定乳製品等を輸入し、売渡しを行うときには、速やかに輸入・売渡業務を行うものとし、機構が国内において輸入業者から現品を受けた日から20 業務日以内に需要者へ売渡しを行う。<br>ただし、20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。 | ◇（ウ）価格高騰等の場合における 20 業務日以内の需要者へ売渡しの実施<br>分母を輸入の契約数（20 業務日以内の売渡しが需給に悪影響を及ぼすと認められる場合を除く。）とし、分子をこのうち当該輸入に係る指定乳製品等を 20 業務日以内に売渡した契約数とする。<br>ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が | ＜主要な業務実績＞<br>バター及び脱脂粉乳の安定的な供給を確保する観点から、令和２年１月31 日付けで農林水産大臣からバター20,000 トンの輸入承認を受け、令和２年９月 25 日付けで輸入枠の検証を行い、バター14,000 トンの輸入枠となった。令和２年度については、バター430 件の輸入業務委託契約を締結した。<br>このうち、令和３年度の引渡しとなるバター46 件を除いたバター384 件の契約について、20 業務日以内に売渡しを行った。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>農林水産大臣から輸入承認を受け、年度内に輸入したバターについて、全て 20 業務日以内に売渡しを行うことができた。達成度合は 100％（384 件/384 件）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | | | |
| | （ウ）上記（ア）又は（イ）により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。<br>（第３期中期目標期間実績：四半期終了月の翌月末） | （ウ）上記（ア）又は（イ）により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。 | （エ）上記（イ）又は（ウ）により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。 | ◇（エ）売り渡した輸入バターの流通計画等の公表<br>分母を４回とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。<br>ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎にそれぞれ取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>輸入バターの流通販売計画を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までに公表することができた。達成度合は100％（４回/４回）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | （エ）指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。<br>（第３期中期目標期間実 | （エ）指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指 | （オ）指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、畜産経営の安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）に規定する農林水産大臣が定めて告示する金額の徴収を行うとともに、本業務の透明性を確保する観点から、指 | ◇（オ）売買実績に係る情報の公表<br>分母を公表回数とし、分子を翌月 19 日までに公表した回数とする。<br>ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成の | ＜主要な業務実績＞<br>売戻相手先から輸入許可書の速やかな提出を受けること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、翌月の 19 日までにホームページで公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>全ての月の買入れ・売戻し数量について、翌月 19 日までに公表することができた。達成度合は 100％（12 回/12 回）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 績：翌月の 19 日） | 定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。 | 定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 19 日までに、ホームページで公表する。 | ための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上 100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | | | |
| | イ　乳製品需給等情報交換会議の開催<br>　脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。<br>（参考：第３期中期目標期間実績：６回（平成 29 年度実績）） | イ　乳製品需給等情報交換会議の開催<br>　脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 | イ　乳製品需給等情報交換会議の開催<br>　脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催する。 | ◇イ　乳製品需給等情報交換会議の開催<br>ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>　脱脂粉乳、バターの需給や国家貿易等について、関係者間で情報共有と意見交換を行うため、「乳製品需給等情報交換会議」を国と５月、９月及び１月に共催した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　「乳製品需給等情報交換会議」を国と共催し、関係者間で情報共有と意見交換を行うことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | （３）緊急対策<br>　酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した酪農生産者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。<br>（第３期中期目標期間実績：18 業務日） | （３）緊急対策<br>　酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、口蹄疫等の畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。 | （３）緊急対策<br>　酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大な影響を及ぼす家畜疾病、台風等の自然災害や乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施することとし、国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定する。 | ◇（３）緊急対策<br>　分母を緊急対策として制定した事業数とし、分子を当該緊急対策に係る国からの要請文受理後、原則として 18 業務日以内に事業実施要綱を制定した事業数とする。<br>ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以 | ＜主要な業務実績＞<br>　新型コロナウイルスの感染拡大に係る一連の畜産支援対策の一環としての生乳需給の改善等を図るための緊急対策及び令和２年７月豪雨や同年 12 月以降の大雪による畜舎の損壊等の被害を受けた生産者への支援対策について、国からの要請文受理後、18 業務日以内に全ての事業実施要綱を制定した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>　事業内容についての国との協議を速やかに行い、期限内に事業実施要綱を制定することができた。達成度合は 100％（16 事業/16 事業）であった。<br>　特に、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生産者への支援や生乳の需給対策の実施に当たっては、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携し、迅速かつ的確に事業を行うことができたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞ | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 【難易度：高】<br>災害等の緊急事態においては、事態の展開の予測や活動が困難な状況下で、状況に応じた迅速かつ適切な対応が求められるところであり、国、地方自治体、事業実施主体等と緊密に連携しながら、短期間で実施要綱の制定を含む事業設計を行い、迅速かつ的確に実施する必要があるため。 | | | 上100%未満であった<br>ｄ：達成度合は80%未満であった | | 特になし | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| （予算と決算の乖離理由）<br>本セグメントにおいて、決算額が予算額の 58%程度となっているが、加工原料乳生産者補給交付金等の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の買入数量及び買入価格が当初の見込みを下回ったことが要因である。 |

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| １―３ | ３　野菜関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　指定野菜価格安定対策事業、イ　契約指定野菜安定供給事業、ウ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、エ　業務内容等の公表、<br>オ　セーフティネット対策の適切な対応、カ　野菜農業振興事業<br>（２）需給調整・価格安定対策 | | |
| | | | |
| | | | |

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | （参考）（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数（指定野菜） | － | 1,115 件 | 1,515 件 | 1,845 件 | 1,787 件 | | |
| 目標業務日以内に交付した件数 | 11 業務日以内の交付 | 1,115 件 | 1,515 件 | 1,845 件 | 1,787 件 | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数（契約指定野菜） | － | 109 件 | 87 件 | 115 件 | 133 件 | | |
| 目標業務日以内に交付した件数 | 21 業務日以内の交付 | 109 件 | 87 件 | 115 件 | 133 件 | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | |
| 野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数（特定野菜） | － | 707 件 | 771 件 | 969 件 | 886 件 | | |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 17,434,234 | 22,450,495 | 25,197,368 | | |
| 決算額（千円） | 15,274,910 | 19,864,951 | 21,316,559 | | |
| 経常費用（千円） | 14,451,961 | 19,451,678 | 20,955,644 | | |
| 経常利益（千円） | 28,514 | 33,779 | 100,225 | | |
| 当期総利益（千円） | 235,256 | 35,940 | 102,361 | | |
| 行政コスト（千円） | － | 19,451,678 | 20,955,644 | | |
| 行政サービス実施コスト（千円） | 11,557,545 | － | － | － | － |
| 従事人員数 | 30.25 | 30.00 | 30.00 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 目標業務日以内に交付した件数 | 11業務日以内の交付 | 707件 | 771件 | 969件 | 886件 | | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | | |
| | 交付予約数量等の公表月数（計画値） | 12月 | 12月 | 12月 | 12月 | 12月 | | | | | | | | | | |
| | 交付予約数量等の公表月数（実績値） | － | 12月 | 12月 | 12月 | 12月 | | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | | |
| | 経営安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数 | － | １事業 | １事業 | １事業 | １事業 | | | | | | | | | | |
| | 事業説明会等を開催した事業数 | － | １事業 | １事業 | １事業 | １事業 | | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | | |
| | 需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数 | － | ２事業 | ２事業 | ２事業 | ２事業 | | | | | | | | | | |
| | 事業説明会等を開催した事業数 | － | ２事業 | ２事業 | ２事業 | ２事業 | | | | | | | | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | | |

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、野菜関係に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

２）予算額、決算額は支出額を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| | ３　野菜関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　指定野菜価格安定対策事業 | ３　野菜関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　指定野菜価格安定対策事業 | ３　野菜関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　指定野菜価格安定対策事業 | ○３　野菜関係業務<br>（１）経営安定対策<br>◇ア　指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補 | ＜主要な業務実績＞<br>生産者補給交付金等 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜（野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。）の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。<br>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。<br>（第３期中期目標期間実績：11 業務日）<br><br>【重要度：高】<br>基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 | 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 | 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 | 給交付金等の交付<br>分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | の交付については、交付申請のあった 1,787 件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。<br>また、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、在宅勤務の推進及び感染症発生時の業務継続体制の強化を図るため、令和３年１月にリモートワークシステムを導入した。 | 交付申請のあった全てについて、11 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100％（1,787 件/1,787 件）であった。<br>本業務については、サーバーがある機構執務室でしか作業ができなかったが、令和３年１月にリモートワークシステムを導入し、コロナ禍における機構及び登録出荷団体等（約 50 団体）の在宅勤務の推進及び感染症発生時の業務継続体制の強化を図ることができたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | イ　契約指定野菜安定供給事業<br>あらかじめ締結した指定野菜の供給に係る契約につき指定野菜の価格の著しい低落があった場合及びあらかじめ締結した契約に基づき契約数量の確保を要する場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者補給交付金等を交付する。<br>生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。 | イ　契約指定野菜安定供給事業<br>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。 | イ　契約指定野菜安定供給事業<br>契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に交付する。 | ◇イ　契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等の交付<br>分母を登録出荷団体等別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 21 業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった | ＜主要な業務実績＞<br>生産者補給交付金等の交付については、交付申請のあった 133 件に対し、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から 21 業務日以内に全て交付した。<br>また、新型コロナウイルスの感染拡大で外食、インバウンド等の業務用需要が大きく減少する中で、契約取引の推進を図るため、令和３年２月にオンラインによる国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設するとともに、２月以 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>交付申請のあった全てについて、21 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100％（133 件/133 件）であった。<br>コロナ禍での外食、インバウンド等の業務用需要が大きく減少する中で、オンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト“ベジマチ”を開設するとともに、毎月オンライン商談会を開催し、契約取引の推進 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （第３期中期目標期間実績：21 業務日）<br><br>【重要度：高】<br>　基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 | | | ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | 降毎月オンライン商談会を開催した。 | を図ることができたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | ウ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業<br>　特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金を交付する。<br>　助成金については、都道府県の野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。<br>（第３期中期目標期間実績：11 業務日）<br><br>【重要度：高】<br>　基本計画に基づく経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 | ウ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業<br>　ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 | ウ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業<br>　ア又はイの業務に準ずるものとして都道府県野菜価格安定法人が行う業務に係る助成金については、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に交付する。 | ◇ウ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る助成金の交付<br>　分母を都道府県の野菜価格安定法人別の品目毎の交付申請の総件数とし、分子をそのうち 11 業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　助成金の交付については、交付申請のあった 886 件に対し、都道府県野菜価格安定法人からの交付申請を受理した日から 11 業務日以内に全て交付した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　交付申請のあった全てについて、11 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100％（886 件/886 件）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | エ　業務内容等の公表<br>　ア、イ又はウの事業の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表す | エ　業務内容等の公表<br>　野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。 | エ　業務内容等の公表<br>　野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等に関する情報を、原則として毎月ホームページで公表する。 | ◇エ　業務内容等の公表<br>　野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量、価格等の公表<br>　分母を 12 月とし、分子を公表した月数とする。 | ＜主要な業務実績＞<br>　野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期毎の交付予約数量及び交付金額について毎月ホームページで公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は 100%（12 月/12 月）であった。 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | る。<br>（第３期中期目標期間実績：毎月） | | | ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | また、対象出荷期間の終了月の翌月に、指定野菜価格安定対策事業の対象となっている各品目の旬別又は月別の平均販売価額をホームページで公表した。 | ＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | オ　セーフティネット対策の適切な対応<br>農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）が農業保険法に改められ、収入保険が平成 31 年産から開始されることから、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、事業説明会の実施により周知を図るなど、適切に対応する。 | オ　セーフティネット対策の適切な対応<br>平成 31 年から農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく収入保険が開始されたことに伴い、生産者の自由な経営判断により必要とされるセーフティネット対策が選択されるよう、登録出荷団体等からの照会等に適切に対応しつつ、生産者が収入保険へ移行する場合の野菜価格安定制度上の手続を的確に実施する。 | ◇オ　セーフティネット対策の適切な対応<br>ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>令和３年１月からの収入保険の新規加入者を対象とする野菜価格安定制度との同時利用の特例の開始に先立ち、農水省・団体等と緊密に連携し、現場が混乱しないよう、問合せ窓口の設置（問合せ件数 100 件以上）、Ｑ＆Ａ集（約 120 問）の作成・配付、留意事項のホームページ掲載、Web 説明会（鹿児島県、東京都、徳島県）の開催等により事業内容の周知・徹底を図った。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>収入保険と野菜価格安定制度の原則同時利用不可の中で、令和２年６月に農水省経営局が発表した令和３年１月からの新規保険加入者かつ１年に限定した同時利用の特例について、現場が混乱しないよう、農水省・団体等と緊密に連携し、問合せ窓口の設置、Ｑ＆Ａ集の作成・配布、Web 説明会の開催等により周知・徹底を図り、混乱なく円滑に特例が施行できたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | オ　野菜農業振興事業<br>野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その | カ　野菜農業振興事業<br>野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その | カ　野菜農業振興事業<br>野菜農業振興事業は、野菜の生産・流通の合理化を図るための事業その | ◇カ　野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施<br>分母を経営安定対策に係る野菜農業振興事業の | ＜主要な業務実績＞<br>契約野菜収入確保モデル事業について、新型コロナウイルスの感染 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>契約野菜収入確保モデル事業について、野菜流 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。<br>（第３期中期目標期間実績：事業説明会の実施：100%） | 他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 | 他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 | 事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | 拡大の中での契約取引の推進のため、野菜流通カット協議会セミナー（計３回）及び野菜事業担当者会議（書面代替開催）で事業内容の説明を行ったほか、公募に際しホームページ、Facebook、情報誌、農業紙、農業法人協会情報提供サービス、生産者・実需者への個別情報提供など多様な手段で積極的な広報を行い、生産者から実需者まで幅広く事業内容の周知を行った。<br>この結果、１次・２次公募合わせて 67 者・228 区分の申込があり、過去最高の採択額となった。 | 通カット協議会セミナー及び野菜事業担当者会議（書面代替開催）での事業内容の説明を行うことができた。達成度合は 100%（１事業/１事業）であった。<br>また、ホームページ、Facebook、情報誌、農業紙など、多様な手段で積極的な広報を行った結果、多数の応募があり、過去最高の採択額となり、コロナ禍で契約取引の推進を図ることができたことから、a 評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | （２）需給調整・価格安定対策<br>野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、機構法に基づき、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。<br>（第３期中期目標期間実 | （２）需給調整・価格安定対策<br>野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、野菜の需給の調整その他の野菜農業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 | （２）需給調整・価格安定対策<br>野菜の需給動向を定期的に把握するとともに、野菜農業振興事業については、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、事業説明会等を実施し、機動的かつ弾力的に実施する。 | ◇（２）需給調整・価格安定対策<br>野菜農業振興事業の機動的・弾力的な実施<br>分母を需給調整・価格安定対策に係る野菜農業振興事業の事業数とし、分子を事業説明会等を開催した事業数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった | ＜主要な業務実績＞<br>野菜事業担当者会議（書面代替開催）等において、緊急需給調整事業及び端境期等対策産地育成事業の事業内容、申請手続等の説明を行い、周知を図った。<br>新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業務用需要の減少と好天による供給の増加で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、農水省・団体等と緊密に連携し、品目毎の主産県会議（Web）で事業の説明・調整を行い、たまねぎ、レタス、だいこん、はくさいにつ | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>野菜事業担当者会議（書面代替開催）等において、野菜農業振興事業の事業内容、申請手続等の説明を行い、事業の普及推進を図ることができた。達成度合は 100%（２事業/２事業）であった。<br>また、コロナ禍や好天で主要野菜の価格が大幅に低落する中で、農水省・団体等と緊密に連携し、たまねぎ、レタス、だいこん、はくさいについて、平成 18 年度以来最大規模となる緊急需給調整事業を実施し、野菜の | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 績：事業説明会の実施：100%） | | | ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | いて、フードバンクへの提供、出荷後送りにより、平成 18 年度以来最大規模となる緊急需給調整事業（８件）を実施し、野菜の需給・価格の安定を図った。<br>　また、野菜需給情報の発信強化のため、野菜総合情報データベース“ベジ探”のデザイン、ＣＭＳ化等のリニューアル及びコンテンツの拡充（やさいレポート（６品目）の毎月発行の開始、指定野菜産地・作柄情報の調査対象範囲の拡充（事業対象６品目の収穫量上位 10 道県のカバー率を元年度 35%から２年度 43%に引き上げ）等）を行ったほか、野菜需給協議会メンバーに対し、毎月及び事業発動時に情報提供するとともに、令和３年３月年次会合で事業実施状況等の説明を行った。 | 需給・価格の安定を図るとともに、“ベジ探”のリニューアル、コンテンツの拡充（やさいレポート、指定野菜産地・作柄情報）、野菜需給協議会メンバーへのきめ細かな情報提供により、野菜需給情報の発信強化を図ることができたことから、a 評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| （予算と決算の剥離理由）<br>　本セグメントにおいて、決算額が予算額の 85%程度となっているが、夏場の天候不順等の影響で価格が堅調に推移したことにより、生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。 |

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| １―４ | ４　特産（砂糖・でん粉）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　砂糖関係業務、イ　でん粉関係業務<br>（２）需給調整・価格安定対策<br>ア　砂糖関係業務、イ　でん粉関係業務 | | |
| | | | |
| | | | |

## ２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | （参考）（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 甘味資源作物交付金概算払請求の総件数 | － | 229 件 | 210 件 | 208 件 | 196 件 | | | |
| 目標業務日以内に交付した件数 | ８業務日以内の交付 | 229 件 | 210 件 | 208 件 | 196 件 | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| 国内産糖交付金の申請書受理の総件数 | － | 184 件 | 158 件 | 183 件 | 174 件 | | | |
| 目標業務日以内に交付した件数 | 18 業務日以内の交付 | 184 件 | 158 件 | 183 件 | 174 件 | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| 交付決定数量を公表した回数 | － | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | | |
| 目標の期日までに公表した回数 | 翌月の15日までの公表 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| でん粉原料用いも交付 | － | 82 件 | 77 件 | 70 件 | 72 件 | | | |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 105,049,913 | 108,463,796 | 106,765,272 | | |
| 決算額（千円） | 88,534,195 | 95,355,078 | 97,660,255 | | |
| 経常費用（千円） | 67,069,951 | 78,380,556 | 72,559,560 | | |
| 経常利益（千円） | 5,438,645 | △6,403,913 | △9,210,028 | | |
| 当期総利益（千円） | 5,438,645 | △6,403,913 | △8,591,263 | | |
| 行政コスト（千円） | － | 78,380,556 | 72,559,560 | | |
| 行政サービス実施コスト（千円） | △21,468,916 | － | － | － | － |
| 従事人員数 | 50.20 | 52.98 | 52.98 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 金の概算払請求の総件数 | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標業務日以内に交付した件数 | ８業務日以内の交付 | 82 件 | 77 件 | 70 件 | 72 件 | | | | | | | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |
| 国内産いもでん粉交付金の申請書受理の総件数 | － | 82 件 | 79 件 | 77 件 | 67 件 | | | | | | | | | |
| 目標業務日以内に交付した件数 | 18 業務日以内の交付 | 82 件 | 79 件 | 77 件 | 67 件 | | | | | | | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |
| 交付決定数量を公表した回数 | － | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | | | | | | | | |
| 目標の期日までに公表した回数 | 翌月の15日までの公表 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | | | | | | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |
| 輸入指定糖等の売買実績を公表した回数 | － | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | | | | | | | | |
| 目標の期日までに公表した回数 | 翌月の15日までの公表 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | | | | | | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |
| 輸入指定でん粉等の売買実績を公表した回数 | － | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | | | | | | | | |
| 目標の期日までに公表した回数 | 翌月の15日までの公表 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | 12 回 | | | | | | | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | | | | | | | |

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、特産関係に関するもの（生産者等へ交付される交付金等が含まれる。）を掲載している。

２）予算額、決算額は支出額を記載。

3）平成30年度の行政サービス実施コストはマイナスとなっているが、これは国の食料安定供給特別会計へ国庫納付（砂糖19,600百万円、でん粉6,160百万円）したため。
4）令和元年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入611億円に対し交付金等支出が677億円となり66億円の収支差が生じたため。
5）令和２年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入540億円に対し交付金等支出が623億円となり83億円の収支差が生じたため。

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| ４　特産（砂糖・でん粉）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　砂糖関係業務<br>（ア）甘味資源作物交付金の交付<br>　甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。<br>（第３期中期目標期間実績：８業務日）<br><br>【重要度：高】<br>　基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 | ４　特産（砂糖・でん粉）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　砂糖関係業務<br>（ア）甘味資源作物交付金の交付<br>　甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。 | ４　特産（砂糖・でん粉）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　砂糖関係業務<br>（ア）甘味資源作物交付金の交付<br>甘味資源作物交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。 | ○４　特産（砂糖・でん粉）関係業務<br>（１）経営安定対策<br>ア　砂糖関係業務<br>◇（ア）甘味資源作物交付金の交付<br>　分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、甘味資源作物交付金の概算払請求の総件数とし、分子を８業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　甘味資源作物交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった196件全てについて、８業務日以内に交付した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　概算払請求のあった全てについて８業務日以内に交付することができた。達成度合は100%（196件/196件）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | | |
| （イ）国内産糖交付金の交付<br>　国内産糖交付金については、対象国内産糖 | （イ）国内産糖交付金の交付<br>　国内産糖交付金については、対象国内産糖 | （イ）国内産糖交付金の交付<br>　国内産糖交付金については、対象国内産糖 | ◇（イ）国内産糖交付金の交付<br>　分母を交付申請があった、てん菜糖、鹿児 | ＜主要な業務実績＞<br>　国内産糖交付金については、進行管理を徹底することにより、交 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　交付申請のあった全てについて、18業務日 | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 製造事業者からの交付申請を受理した日から18 業務日以内に交付する。<br>（第３期中期目標期間実績：18 業務日）<br><br>【重要度：高】<br>　基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 | 製造事業者からの交付申請を受理した日から18 業務日以内に交付する。 | 製造事業者からの交付申請を受理した日から18 業務日以内に交付する。 | 島県産甘しゃ糖、沖縄県産甘しゃ糖の申請書受理の総件数とし、分子を18 業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上 100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | 付申請があった 174 件全てについて、18 業務日以内に交付した。 | 以内に交付することができた。達成度合は100％(174 件/174 件)であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | （ウ）業務内容等の公表<br>　ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15 日までに公表する。<br>（第３期中期目標期間実績：翌月の 15 日） | （ウ）業務内容等の公表<br>　本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 | （ウ）業務内容等の公表<br>　本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表する。 | ◇（ウ）業務内容等の公表<br>　甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付決定数量の公表<br>　分母を公表回数とし、分子を翌月の 15 日までに公表した回数とする。<br>ｓ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上 100％未満であっ | ＜主要な業務実績＞<br>　ホームページにおいて砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の15 日までに公表することができた。達成度合は 100％(12 回/12 回)であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | た<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | | | |
| | イ　でん粉関係業務<br>（ア）でん粉原料用いも交付金の交付<br>　でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。<br>（第３期中期目標期間実績：８業務日）<br><br>【重要度：高】<br>　基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 | イ　でん粉関係業務<br>（ア）でん粉原料用いも交付金の交付<br>でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。 | イ　でん粉関係業務<br>（ア）でん粉原料用いも交付金の交付<br>でん粉原料用いも交付金については、機構が指定する電磁的方法による概算払請求において、対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書を受理した日から８業務日以内に交付する。 | イ　でん粉関係業務<br>◇（ア）でん粉原料用いも交付金の交付<br>　分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を８業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上 100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法により概算払請求があった 72 件全てについて、８業務日以内に交付した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　概算払請求のあった全てについて、８業務日以内に交付することができた。達成度合は100％（72 件/72 件）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | （イ）国内産いもでん粉交付金の交付<br>　国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。<br>（第３期中期目標期間実績：18 業務日） | （イ）国内産いもでん粉交付金の交付<br>　国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 | （イ）国内産いもでん粉交付金の交付<br>　国内産いもでん粉交付金については、対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請を受理した日から 18 業務日以内に交付する。 | ◇（イ）国内産いもでん粉交付金の交付<br>　分母を交付申請があった、国内産いもでん粉の申請書受理の総件数とし、分子を 18 業務日以内に交付した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成 | ＜主要な業務実績＞<br>　国内産いもでん粉交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった 67 件全てについて、18 業務日以内に交付した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　交付申請のあった全てについて 18 業務日以内に交付することができた。達成度合は 100％(67 件/67 件)であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 【重要度：高】<br>基本計画に基づく経営安定対策であり、また、ＴＰＰ等政策大綱において充実等の措置を講ずるとされた経営安定対策として、的確に実施する必要があるため。 | | | のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上 100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | | | |
| | （ウ）業務内容等の公表<br>ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。<br>（第３期中期目標期間実績：翌月の15日） | （ウ）業務内容等の公表<br>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 | （ウ）業務内容等の公表<br>本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の15日までに公表する。 | ◇（ウ）業務内容等の公表<br>でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付決定数量の公表<br>分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。<br>ｓ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100％であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上 100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の月毎の交付決定数量を翌月の 15 日までに公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は 100％(12回/12回)であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | （２）需給調整・価格 | （２）需給調整・価格 | （２）需給調整・価格 | ○（２）需給調整・価 | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 安定対策<br>ア　砂糖関係業務<br>　機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。<br>（第３期中期目標期間実績：翌月の15日） | 安定対策<br>ア　砂糖関係業務<br>　砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 | 安定対策<br>ア　砂糖関係業務<br>　砂糖の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。 | 格安定対策<br>◇ア　砂糖関係業務<br>　輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の売買実績の公表<br>　分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。<br>ｓ：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績について、翌月の 15 日までに公表した。<br>　また、４月には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえて、多くの担当職員が出勤できず、業務システムの操作ができなくなった場合に備え、関係機関と協議の上、他法令証明を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、対応方針をいち早く作成し危機管理の向上を図った。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>　計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は 100％(12 回/12 回)であった。<br>　また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により多くの担当職員が出勤困難となった場合でも、業務を継続し通関手続きが停滞することのないよう物流の円滑化に資するためのスキームを構築するなど、業務の見直しや体制整備等をいち早く行うことができたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | イ　でん粉関係業務<br>　機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに公表する。<br>（第３期中期目標期間実績：翌月の15日） | イ　でん粉関係業務<br>　でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに | イ　でん粉関係業務<br>　でん粉の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の15日までに | ◇イ　でん粉関係業務<br>　輸入指定でん粉等の売買実績の公表<br>　分母を公表回数とし、分子を翌月の15日までに公表した回数とする。<br>ｓ：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内 | ＜主要な業務実績＞<br>　ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の 15 日までに公表した。<br>　また、４月には、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえて、多くの担当職員が出勤できず、業務シス | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>　事務処理を迅速に行った結果、計画どおり全て翌月の15日までに公表することができた。達成度合は 100％(12回/12回)であった。<br>　また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により多くの担当職員が出勤困難となった場合でも、業務を継続し通関手続きが停滞す | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 公表する。 | 公表する。 | 容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | テムの操作ができなくなった場合に備え、関係機関と協議の上、他法令証明を遅延することなく発行するスキームを構築するなど、対応方針をいち早く作成し危機管理の向上を図った。 | ることのないよう物流の円滑化に資するためのスキームを構築するなど、業務の見直しや体制整備等をいち早く行うことができたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし |

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| １－５ | ５　情報収集提供業務<br>（１）調査テーマの重点化<br>（２）需給等関連情報の提供<br>（３）情報提供の効果測定 | | |
| | | | |
| | | | |

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | （参考）（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 需給等関連情報を提供した件数 | － | 1,227 件 | 1,198 件 | 1,137 件 | 1,189 件 | | | |
| 目標の期日までに提供した件数 | ８業務日又は翌月までの公表 | 1,227 件 | 1,198 件 | 1,137 件 | 1,189 件 | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| 情報利用者の満足度に係る指標（5段階評価、目標） | 4.0 以上 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | 4.0 | | | |
| アンケート調査結果の平均値（実績） | － | 4.1 | 4.1 | 4.2 | 4.2 | | | |
| 達成度合 | － | 103% | 103% | 105% | 105% | | | |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | 655,268 | 647,324 | 659,219 | | |
| 決算額（千円） | 559,216 | 518,772 | 525,524 | | |
| 経常費用（千円） | 556,555 | 501,354 | 507,531 | | |
| 経常利益（千円） | 6,197 | 26,874 | 53,202 | | |
| 当期総利益（千円） | 48,135 | 26,874 | 53,202 | | |
| 行政コスト（千円） | － | 501,354 | 507,531 | | |
| 行政サービス実施コスト（千円） | 416,308 | － | － | － | － |
| 従事人員数 | 29.30 | 25.32 | 25.32 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注１）主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。
２）予算額、決算額は支出額を記載。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| ５　情報収集提供業務 | ５　情報収集提供業務 | ５　情報収集提供業務 | ○５　情報収集提供業務 | | | | |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （１）調査テーマの重点化<br>　需給等関連情報の収集及び提供に当たっては、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。<br>【指標】<br>　情報利用者等の参画を得て開催する委員会で出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化。<br>（参考：第３期中期目標期間実績：委員会を年３回開催） | （１）調査テーマの重点化<br>　農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がＴＰＰ11 協定等を契機として、新たな国際環境に入ることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、計画段階で情報利用者等の参画を得て開催する委員会において検討する。 | （１）調査テーマの重点化<br>　農畜産物の需給動向の判断や経営の安定に資する情報等（以下「需給等関連情報」という。）の収集及び提供に当たっては、我が国の農畜産業がＴＰＰ11 協定、日 EU 経済連携協定及び日米貿易協定の発効により新たな国際環境に置かれていることも踏まえ、その的確な実施を図るため、調査テーマの重点化等業務の合理化を進めつつ、国内外の需給等関連情報の収集及び需給に影響を与える要因に関する調査並びにその提供等について、情報利用者等の参画を得て開催する情報検討委員会において、令和２年度の実施状況及び令和３年度の計画について検討する。 | ◇（１）調査テーマの重点化<br>ア　情報利用者等の参画を得て開催する委員会で出された意見等を踏まえた、調査テーマの重点化<br>ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>　情報利用者等のニーズを的確に把握するため、令和３年３月に畜産、野菜、砂糖類・でん粉の分野毎に情報検討委員会を開催（Web 開催）し、令和２年度の業務の実施状況及び農畜産物の需給動向等に関する重点テーマを含む令和３年度の計画について検討した。<br>　また、前年度の情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関連する重要情報の提供を行った。<br>　特に、米国における食肉代替食品市場の現状に関するレポートについては、令和４年度から使用される高等学校用教科書（１年生用：英語）で取り上げられることが決定し、新たな学習指導要領に対応したコンテンツの提供に貢献した。<br>　さらに、海外情報については、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）への委託により北米及びEUにおける調査事業を実施してきたが、新たな調査拠点として豪州を追加するなど、海外情報収集提供業務を行う体制を強化した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>　令和２年度情報検討委員会を、分野毎に計画どおり開催した。前年度の情報検討委員会で委員から出された意見等は、令和２年度に提供したレポート等に適切に反映することができた。<br>　また、海外情報については、一般消費者の間で関心の高い食肉代替食品に関するレポートが、令和４年度から高等学校用教科書で取り上げられるなど、利用者ニーズに即した情報発信を通じ、情報提供機会の拡大が図られた。<br>　さらに、JETRO における委託調査事業においては、従来の北米及びEUに加え、主要交易地域であり、情報ニーズが高い大洋州地域を新たに調査対象範囲とするなど、海外情報収集・提供体制の強靭化を図ることができたことから、a 評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | | |
| | | また、外部の者を対象 | また、外部の者を対象 | イ　調査報告会の開催、 | ＜主要な業務実績＞ | ＜評定と根拠＞ | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。 | とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応等に積極的に取り組むことにより、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努める。 | 講演依頼への対応等の調査成果普及等の取組<br>ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | 外部の者を対象とした調査報告会の開催や外部からの講演依頼への対応について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で対面での対応が制約される中、新たに導入した Web 会議などにより以下のとおり取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めた。<br>①調査報告会の開催：３回（Web 会議）（令和元年度 15 回）<br>②外部からの講演依頼：１回（令和元年度 12 回）<br>③新聞等での引用等：1,491 件（令和元年度 1,085 件）<br>④面談等による個別説明の要請等：３件（令和元年度 23 件） | 評定ｂ<br>調査報告会の開催、講演依頼や個別説明要請等に対して新型コロナウイルスの感染が拡大する中で Web 方式を活用した新たな方法で取り組み、調査成果の普及と情報ニーズの把握に努めることができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | （２）需給等関連情報の提供<br>需給等関連情報の提供は、情報の種類に応じ可能な限り速やかに行うこととし、需給関連統計情報については情報収集から８業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。<br>（第３期中期目標期間実績：需給関連統計情報は 10 業務日、需給動向情報は翌月） | （２）需給等関連情報の迅速な提供<br>需給等関連情報については情報収集から８業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。 | （２）需給等関連情報の迅速な提供<br>需給関連統計情報については情報収集から８業務日まで、需給動向情報については情報収集の翌月までに公表する。 | （２）需給等関連情報の迅速な提供<br>◇ア　情報の期間内の公表<br>分母を年度計画に掲げる情報についての提供件数とし、分子を期間内に公表した提供件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は、100%で | ＜主要な業務実績＞<br>情報件数 1,189 件（うち需給関連統計情報 662 件、需給動向情報 527 件）の全てを期間内に公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>需給関連統計情報及び需給動向情報を年度計画で定めた期間内に迅速に公表できた。達成度合は 100％（1,189 件/1,189 件）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | あった<br>ｃ：達成度合は、80％以上100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | | | |
| | | また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。 | また、情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等には迅速に対応する。 | ◇イ　情報利用者等からの需給等関連情報の問合せ等があった場合の迅速な対応<br>ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>情報利用者等から 189 件（うち国から 45 件、国以外から 144 件）の問合せがあり、情報を保有していた 169 件については、全て翌業務日以内に対応した。<br>なお、情報を保有していなかった 20 件については、新たなデータの収集を行い、２～14 日後までに対応した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>情報利用者等からの問合せ等に対し迅速に対応することができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | （３）情報提供の効果測定<br>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報についての効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した５段階評価で4.0以上の評価を得る。<br>（第３期中期目標期間実績：4.1） | （３）情報提供の効果測定等<br>情報提供の質の向上を図るため、アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、各事業年度における情報利用者の満足度を指標化した５段階評価で4.0以上の評価を得る。 | （３）情報提供の効果測定等<br>ア　アンケート調査等の実施により、提供した情報について効果測定を行うこととし、情報利用者の満足度を指標化した５段階評価で4.0以上の評価を得る。 | （３）情報提供の効果測定等<br>◇ア　アンケート調査の実施<br>ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>新型コロナウイルスの感染が拡大し、現地調査に制約がある中、Web 会議の活用や委託先の新規開拓を行うなど調査方法を工夫して取り組み、情報誌を休刊することなく発行した。<br>提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」について、全ての読者を対象にアンケート調査を実施した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>新型コロナウイルスの感染が拡大する中でも調査方法を工夫して取り組み、情報誌を休刊することなく発行し、アンケート調査を適切に実施することができたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | （配布 4,174 件、回答 1,396 件、回収率 33.4%） | | |
| | | | | ◇イ　情報利用者の満足度<br>　分母を５段階評価の 4.0 とし、分子を畜産、野菜、砂糖、でん粉の各情報提供についてのアンケート調査結果の５段階評価の平均値とする。<br>ｓ：達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある<br>ａ：達成度合は、120%以上であった<br>ｂ：達成度合は、100%以上 120%未満であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　アンケート調査結果の５段階評価の平均値は 4.2 であり、目標の 4.0 を上回った。<br>・「畜産の情報」の評価結果：4.2<br>・「野菜情報」の評価結果：4.1<br>・「砂糖類・でん粉情報」の評価結果：4.1 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　情報利用者の満足度は、中期計画・令和２年度計画における目標（4.0）以上を達成できた。達成度合は 105％（4.2/4.0×100）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| 　また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。<br>　さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。 | 　また、アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。<br>　さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。 | イ　アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容等について必要な改善及び業務の合理化を行う。<br>　さらに、ホームページでの情報提供の充実等に取り組む。 | ◇ウ　情報提供内容等の改善等<br>ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>　アンケート調査結果や情報検討委員会での議論等を踏まえ、調査テーマの重点化を図ることにより業務の効率化を行うとともに、重点テーマに基づく調査の結果を特別編集として情報誌に反映させた。<br>　また、新型コロナウイルスの感染拡大に関連した情報について、各国政府の対応など、需給に影響を与えるタイムリーな情報をホームページに掲載するとともに、情報誌に整理再掲載し、後日容 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>アンケート調査結果等を踏まえ、情報提供内容について必要な改善を行うことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 易に参照可能な資料としてのニーズに応えた。 | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| （予算と決算の乖離理由）<br>本セグメントにおいて、決算額が予算額の 80%程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。 |

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| １－６ | ６　ＴＰＰ等政策大綱への対応 | | |
| | | | |
| | | | |

## ２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

| 指標等 | 達成目標 | （参考）（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 令和元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

| | 30 年度 | 令和元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 予算額（千円） | | | | | |
| 決算額（千円） | | | | | |
| 経常費用（千円） | | | | | |
| 経常利益（千円） | | | | | |
| 当期総利益（千円） | | | | | |
| 行政サービス実施コスト（千円） | | | | | |
| 従事人員数 | | | | | |

注）前述の畜産（肉畜・食肉等）関係業務、特産（砂糖・でん粉）関係業務の一環として実施しているため、主要なインプット情報は記載していない。

## ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| ６　ＴＰＰ等政策大綱への対応<br>ＴＰＰ等政策大綱では、ＴＰＰ又は日ＥＵ経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。 | ６　ＴＰＰ等政策大綱への対応<br>ＴＰＰ等政策大綱では、ＴＰＰ又は日ＥＵ経済連携協定の発効に合わせて経営安定対策の充実等の措置を講ずることとしているため、国との緊密な連携（国からの通知を含む）の下、経営安定対策の充実等の措置が協定発効の日から円滑に実施できるよう準備を行うとともに、協定発効後は、当該業務を適切に実施する。 | －<br>－ | ○６　ＴＰＰ等政策大綱への対応<br>ＴＰＰ等への適切な対応<br>ｓ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>ａ：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>－ | ＜評定と根拠＞<br>－<br>＜課題と対応＞<br>－ | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし |

第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| ２－１～２－８ | ２－１　業務運営の効率化による経費の削減<br>２－２　役職員の給与水準<br>２－３　調達等合理化<br>（１）「調達等合理化計画」に基づく取組<br>（２）競争性、透明性の確保<br>（３）監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況<br>２－４　業務執行の改善<br>（１）業務全体の点検・評価<br>（２）補助事業の審査・評価 | ２－５　機能的で効率的な組織体制の整備<br>２－６　補助事業の効率化等<br>（１）透明性の確保<br>（２）効率的な事業の実施<br>２－７　ＩＣＴの活用による業務の効率化<br>２－８　砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制 | |
| | | | |

２．主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | （参考）<br>（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | （参考情報）<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））の対前年度比の平均縮減率 | 毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制 | （平成 29 年度業務経費（附帯事務費）） | 平成 29 年度比で 1.0％の抑制 | 平成 30 年度比で 1.0％の抑制 | 令和元年度比で 1.0％の抑制 | | | |
| 業務経費（当年度予算額） | － | 2,984 百万円 | 2,954 百万円 | 2,924 百万円 | ※　3,533 百万円 | | | |
| 対前年度平均縮減率 | － | － | 1.0％ | 1.0％ | 1.0％ | | | |
| 達成度合 | － | － | 100％ | 100％ | 100％ | | | |
| 一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の対前年度比の平均縮減率 | 毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制 | （平成 29 年度一般管理費） | 平成 29 年度比で 3.0％の抑制 | 平成 30 年度比で 3.0％の抑制 | 令和元年度比で 3.0％の抑制 | | | |
| 一般管理費（当年度予算額）（百万円） | － | 254 百円 | 246 百千円 | 239 百万円 | 237 百万円 | | | |
| 対前年度平均縮減率 | | － | 3.0％ | 3.0％ | 3.0％ | | | |
| 達成度合 | － | － | 100％ | 100％ | 100％ | | | |
| 締結した契約件数（真にやむを得ない随意契約及び少額随意契 | 競争性のある契約の実施 | 308 件 | 322 件 | 269 件 | 220 件 | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 約を除く） | | | | | | | | |
| | 競争性のある契約とした件数 | － | 308 件 | 322 件 | 269 件 | 220 件 | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| | 企画競争・公募等を実施した随意契約の件数 | － | 89 件 | 16 件 | 50 件 | 35 件 | | | |
| | 機構掲示板への掲示及びホームページへの掲載件数 | 企画競争・公募等の掲載 | 89 件 | 16 件 | 50 件 | 35 件 | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| | 事業数 | － | 13 事業 | 13 事業 | 15 事業 | 15 事業 | | | |
| | 公募を実施した事業数 | 全ての事業について公募の実施 | 13 事業 | 13 事業 | 15 事業 | 15 事業 | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| | 公表回数 | | ８回 | ８回 | ８回 | ８回 | | | |
| | 目標業務日以内に公表した回数 | 四半期終了月の翌月末 | ８回 | ８回 | ８回 | ８回 | | | |
| | 達成度合 | | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| | 新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。） | － | ５事業 | ３事業 | ３事業 | ５事業 | | | |
| | 事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数 | 全ての新規事業等に係る説明会等の実施 | ５事業 | ３事業 | ３事業 | ５事業 | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| | 事業採択を行った件数 | | 90 件 | 137 件 | 86 件 | 126 件 | | | |
| | 評価基準を満たしているものを採択した件数 | 評価基準を満たしているものを全て採択 | 90 件 | 137 件 | 86 件 | 126 件 | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| | 利用状況調査対象件数 | | 45 件 | 38 件 | 30 件 | 25 件 | | | |
| | 利用状況を確認した件数 | 対象件数の全てを確認 | 45 件 | 38 件 | 30 件 | 25 件 | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| | 事後評価で効用が費用以下となった件数 | | ２件 | ０件 | １件 | ２件 | | | |
| | 現地調査等を通じ改善を指導した件数 | 全て改善を指導 | ２件 | － | １件 | ２件 | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 達成度合 | － | 100% | － | 100% | 100% | | | |
| | 要領、実施計画及び交付申請の合計件数 | － | 1,202 件 | 1,352 件 | 1,285 件 | 1,455 件 | | | |
| | 目標業務日以内で承認通知及び交付決定の通知を行った件数 | 10 業務日以内の承認通知及び交付決定の通知 | 1,202 件 | 1,352 件 | 1,285 件 | 1,454 件 | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 99.9% | | | |
| | 新規等の補助事業数 | | － | ３事業 | ４事業 | ６事業 | | | |
| | 評価手法導入事業数 | 全ての対象事業に評価手法を導入 | － | ３事業 | ４事業 | ６事業 | | | |
| | 達成度合 | － | － | 100% | 100% | 100% | | | |

※ 令和２年度予算額は前年度予算額にＴＰＰ発効に伴う業務追加額、消費者物価指数及び消費税影響額を加えたうえで 1%の削減を行っている。

３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| 第４　業務運営の効率化に関する事項<br><br>１　業務運営の効率化による経費の削減<br>（１）業務経費の削減<br>　業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標に、削減する。 | 第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置<br>１　業務運営の効率化による経費の削減<br>（１）業務経費の削減<br>　業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標に、削減する。 | 第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置<br>１　業務運営の効率化による経費の削減<br>（１）業務経費の削減<br>　業務の見直し及び効率化を進め、業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、毎年度平均で少なくとも対前年度比１％の抑制を行うことを目標に、削減する。 | ◎第２　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置<br>○１　業務運営の効率化による経費の削減<br>◇（１）業務経費の削減<br>　業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））を少なくとも対前年度比１％削減する。<br>ｓ：達成度合は、120%以上であり、顕著な成果がある<br>ａ：達成度合は、120%以上であった<br>ｂ：達成度合は、100%以上 120%未満であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、3,533 百万円となり、対前年度比の毎年度平均は 1.0%の抑制となった。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　令和２年度における業務経費（附帯事務費（特殊要因により増減する経費を除く。））については、対前年度比の毎年度平均で 1.0%の抑制となり、達成度合は 100%であった。<br>　令和２年度予算額は前年度予算額にＴＰＰ発効に伴う業務追加額、消費者物価指数及び消費税影響額を加えたうえで１％の削減を行っている。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （２）一般管理費の削減<br><br>業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標に、削減する。 | （２）一般管理費の削減<br><br>業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ対策経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標に、削減する。 | （２）一般管理費の削減<br><br>業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比３％の抑制を行うことを目標に、削減する。 | ◇（２）一般管理費の削減<br>一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）を少なくとも対前年度比３％削減する。<br>ｓ：達成度合は、120％以上であり、顕著な成果がある<br>ａ：達成度合は、120％以上であった<br>ｂ：達成度合は、100％以上 120％未満であった<br>ｃ：達成度合は、80％以上 100％未満であった<br>ｄ：達成度合は、80％未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、237 百万円となり、対前年度比の毎年度平均は 3.0％の抑制となった。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>一般管理費（人件費、公租公課、事務所借料等、情報セキュリティ関連経費、監査法人関連経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、対前年度比の毎年度平均で 3.0％の抑制となり、達成度合は 100％であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | ２　役職員の給与水準<br>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 | ２　役職員の給与水準<br>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、目標水準を設定してその適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。 | ２　役職員の給与水準<br>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当てを含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、対国家公務員年齢・地域・学歴勘案指数を国家公務員と同程度に維持するとともに、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表する。 | ○２　役職員の給与水準<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>令和元年度の年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は 102.4 となったが、この結果については、「主務大臣の検証結果」において、「国家公務員における俸給の特別調整手当（管理職手当）が支給される職員の割合が高いことに要因があり、これを考慮すれば妥当である」とされた。<br>この検証結果等を令和２年６月 30 日に公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>令和元年度の給与水準について、国家公務員の状況を考慮した上で、必要な取組を行い、国家公務員と同程度に維持することができた。また、その検証結果等を遅滞なく公表した。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 令和２年度においても、引き続き管理職の昇給幅の抑制等を行ったところ、令和２年度の指数は102.0となる見込みである。 | | |
| | ３　調達等合理化<br>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものを除き行わないこととするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。 | ３　調達等合理化<br>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、機構が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する。 | ３　調達等合理化<br>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することにより、契約については、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとするとともに、競争性のある契約に占める一者応札・応募の解消に向け、競争参加者の増加に向けた取組を引き続き実施していくこととし、その取組状況を公表する | ○３　調達等合理化<br>随意契約の見直しに向けた計画的取組<br>◇（１）「調達等合理化計画」に基づく取組<br>分母を機構が締結した契約件数（真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く）とし、分子を競争性のある契約件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>「令和２年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約（少額随意契約を除く。）のうち、事務室の賃借契約、都道府県への委託契約等、真にやむを得ないものを除いた全契約（31 件）について、企画競争又は参加確認型公募とした。これにより、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く機構が締結した契約（220 件）全てについて競争性のある契約とした。<br>また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況をホームページで公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>随意契約等審査委員会の活用等により、機構が締結した契約のうち、真にやむを得ない随意契約及び少額随意契約を除く全てについて、競争性のある契約とすることができ、達成度合は 100％（220 件/220 件）であった。<br>また、一者応札・応募の解消に向けた取組状況について、ホームページで公表することができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | | | ◇（２）競争性、透明性の確保<br>分母を企画競争・公募等を実施した随意契約の件数とし、分子を機構掲示板への掲載件数とす | ＜主要な業務実績＞<br>競争性・透明性を確保するため、企画競争、参加確認型公募、不落・不調により実施した随意契約（35 件）全てにおいて、機構掲示板及びホームペ | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>企画競争、参加確認型公募、不落・不調により実施した 35 件全てにおいて、機構掲示板及びホームページへの掲載を行 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | る。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ージへの掲載を行った。 | うことができ、達成度合は 100%（35 件/35 件）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を受ける。<br><br>【指標】<br>入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会における点検結果及びその反映状況。<br>（参考：第３期中期目標期間実績：委員会を年１回開催） | また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。 | また、監事に対し、毎月契約状況を報告するとともに、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会による点検を受ける。 | ◇（３）監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>監事に対して、毎月、所定の様式により、各部の契約状況を報告するとともに、外部有識者等からなる契約監視委員会に令和元年度の契約の状況を報告し点検を受けた。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>毎月、監事に対し契約状況を報告するとともに、契約監視委員会による点検を受け、指摘事項等に適切に対応することができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | ４　業務執行の改善<br><br>機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価及び補助事業についての審査・評価を行い、その結果を業務運営に反映さ | ４　業務執行の改善<br><br>（１）機構自らが主体的に業務執行の改善を進めるとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による業務の点検・評価を行い、その結果を業務運営に反映させる。 | ４　業務執行の改善<br><br>（１）業務全体の点検・評価<br>ア　業務の進行状況及び実績について、四半期毎に点検・評価する。 | ○４　業務執行の改善<br><br>（１）業務全体の点検・評価<br>◇ア　業務全体の点検・分析を通じた業務運営の的確な点検・評価<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった | ＜主要な業務実績＞<br>年度計画を具体化するための工程表（具体化推進シート）を年度初めに策定し、四半期毎（新型コロナウイルスの感染拡 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から対面による会議が制約される中、令和２年４月に | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | せる。 | | | a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | 大防止の観点から４月は中止）に理事長が主催するヒアリングにおいて、工程表の内容と実績とを比較し、業務の進捗状況を点検・分析することにより、目標の達成状況、阻害要因など、現状を適切に把握した。<br>　また、抽出された問題点、課題等への対応を的確に指示し、確認することで、業務運営の適切な進行管理を行った。併せて、工程表に業務の進捗状況について自己評価を記述する欄を設け、業績の点検を実施した。<br><br>【参考】<br>　令和２年度は、７月、10 月、１月に Web 方式により実施した。 | 予定していた四半期ヒアリングは中止したものの、その後は Web 会議を導入するなど開催方法を工夫して、工程表に基づき、四半期毎に点検・分析を行うことができた。これにより、業務運営の的確な進行管理及び自己評価を実施し、業務の進捗状況及び実績の点検・評価について十分取り組んだ。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | | | イ　令和元年度における業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。 | ◇イ　第三者機関による業務の点検・評価の実施<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>　令和２年６月 12 日に「令和元年度業務実績について」等を議題とする外部専門家・有識者からなる第 18 回機構評価委員会を、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から Web 会議により開催し、令和元年度業務実績に関する自己評価等について点検・評価を実施した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>　業務実績の自己評価に当たって、第三者機関により点検・評価を受けることは独立行政法人通則法等には規定のない当機構独自の自主的取組であるが、コロナ禍において環境整備、委員との調整を円滑に行い、Web 会議により機構評価委員会を開催し、業務の点検・評価に十分に取り組んだことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞ | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 特になし | |
| | | ウ　第三者機関による令和元年度における業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。 | ◇ウ　第三者機関による業務の点検・評価結果に基づいた、必要に応じた業務運営への反映<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>委員会において、委員からは、業務運営に反映すべき指摘は特になかった。 | ＜評定と根拠＞<br>評定－<br><br>＜課題と対応＞<br>－ | |
| | （２）補助事業について、毎事業年度の事業の達成状況等の自己評価を行うとともに、外部専門家・有識者からなる第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。 | （２）補助事業の審査・評価<br>令和元年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。 | （２）補助事業の審査・評価<br>◇ア　事業の達成状況等の自己評価<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>「補助事業に関する業務執行規程に係る評価細則」に基づき、令和元年度の各事業の達成状況等について自己評価を行った。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>補助事業の的確な進行管理とともに、令和元年度補助事業の達成状況等についての自己評価に十分取り組んだ。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | | ◇イ　第三者機関による事業の審査・評価<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が | ＜主要な業務実績＞<br>令和２年７月７日に外部専門家・有識者からなる第 26 回補助事業に関する第三者委員会を、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から Web | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>補助事業の適正性等を確認するため、コロナ禍において環境整備、委員との調整を円滑に行い、補助事業に関する第三者 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | あった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | 会議により開催し、事業の評価等を行った。 | 委員会をWeb会議により開催し、事業の審査・評価に十分取り組んだことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | | | ◇ウ　必要に応じた業務の見直し<br>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>委員会の開催後、業務の見直しにつなげるべき委員指摘事項への対応方針について整理の上、関係部において必要な業務の見直しを行った。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>四半期毎の業務の点検・評価結果に基づき、必要に応じた業務運営への反映に十分取り組んだ。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | ５　機能的で効率的な組織体制の整備<br>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。 | ５　機能的で効率的な組織体制の整備<br>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。 | ５　機能的で効率的な組織体制の整備<br>業務運営を機能的かつ効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能的で効率的な組織体制の整備を図る。 | ○５　機能的で効率的な組織体制の整備<br>必要に応じた機能的で効率的な組織体制の見直し<br>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>令和２年度においては実績なし | ＜評定と根拠＞<br>評定－<br><br>＜課題と対応＞<br>－ | |
| | ６　補助事業の効率化等 | ６　補助事業の効率化等 | ６　補助事業の効率化等 | ○６　補助事業の効率化等 | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | （1）透明性の確保<br>　透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、事業内容等の事業に関する各種情報を公表することとし、事業の採択の概要については、四半期終了月の翌月末までに公表する。<br>　また、事業の適切かつ円滑な実施の観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。 | （1）透明性の確保<br>　透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。 | （1）透明性の確保<br>　透明性の高い事業の実施を図る観点から、補助事業についての事業実施主体の選定に当たっては、原則として公募によることとするとともに、以下の取組を実施する。 | （1）透明性の確保<br>◇ア　分母を事業数（事業の性格･内容に照らし、公募による事業実施主体の選定になじまないものを除く。）とし、分子をこのうち公募を実施した事業数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　令和２年度補正予算及び３年度当初予算に係る畜産業振興事業並びに令和２年度当初予算に係る野菜農業振興事業について、事業の公表後、事業実施主体の選定に当たっての公募を行った。<br><br>（内訳）<br>・畜産分野：年２回、13 事業<br>・野菜分野：年３回、２事業（契約野菜収入確保モデル事業、端境期等対策産地育成強化事業） | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　畜産業振興事業及び野菜農業振興事業について、事業実施主体の選定を公募方式で行うことにより、透明性の高い形での実施を図ることができた。達成度合は 100%（15 事業/15 事業）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | | |
| | | ア　事業の目的､補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。 | ア　事業の目的､補助率、予算額、事業実施期間等の事業概要、事業実施地域等の採択した事業の概要を、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。 | ◇イ　ホームページでの事業概要及び採択した事業の概要の公表<br>　分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までにホームページに公表した回数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以 | ＜主要な業務実績＞<br>　補助事業の適正、効率的な実施を図るため、令和２年度に実施する畜産業振興事業及び野菜農業振興事業の事業概要及び採択した事業の概要について、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表した。<br><br>（内訳）<br>・畜産分野：年４回<br>・野菜分野：年４回 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　提供すべき事業の概要等の情報を適切にホームページにおいて公表することができた。達成度合は 100%（８回/８回）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 上100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | | | |
| | | イ　事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。 | イ　新規事業を中心に、事業説明会、現地確認調査等を実施し、事業実施主体に対して法令遵守を含め指導を徹底する。 | ◇ウ　事業説明会等の実施<br>　分母を新規に実施した補助事業数（拡充事業を含む。）とし、分子を事業説明会を開催した又は現地確認調査等を行った事業数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、<br>①　畜産業振興事業において、新規１事業・拡充３事業について、事業実施主体に対する事業説明会（肉畜３回、酪農１回、全４回）を、Web 方式も活用しつつ実施した。<br>　なお、継続事業についても同様の説明会（肉畜 16 回、酪農３回、全19回）及び現地確認調査（肉畜22回、酪農５回、全27回）を実施した。<br><br>②　野菜農業振興事業において、拡充事業（１事業）及び継続事業（２事業）について、事業実施主体に対する説明会等（14回）及び現地確認調査（３回）を、Web 方式も活用しつつ実施した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　新規・拡充事業を中心に事業説明会、現地確認調査等については、新型コロナウイルスの感染拡大で対面による実施が制約される中、Web 会議を利用するなどして計画的に行うことにより、事業実施主体に対する指導の徹底を図ることができた。達成度合は100%（５事業/５事業）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | （２）効率的な事業の実施<br>　効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、受理した要領、実施計画及び交付申請について、10業務日以内に承認 | （２）効率的な事業の実施<br>　効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。 | （２）効率的な事業の実施<br>　効率的かつ効果的な事業の実施を図る観点から、事業の進行状況を的確に把握するとともに、以下の取組を実施する。 | （２）効率的な事業の実施<br>◇ア　事業の進行管理システムに基づいた進行管理の実施<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な | ＜主要な業務実績＞<br>　補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、事業の進行管理システムにより執行件数や執 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　進行管理システムにより、事業の進行管理を的確に実施することができ | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 等を行うとともに、施設整備事業について費用対効果分析等の評価手法を踏まえた採択及び費用対効果分析を実施した施設整備事業についての事後評価を実施し、事後評価により効用が費用以下となる場合は、すべて改善指導を実施する。<br>　また、畜産業振興事業等について、補助金の効率的な交付の観点から、国における事業の改廃にも資するよう、決算上の不用理由の分析を行うとともに、事業実施主体における基金について毎年度見直しを行う。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。<br><br>（第３期中期目標期間実績：要領等の受理から10業務日以内の承認等：99%） | | | 成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | 行額等について毎月進捗状況の管理を行った。 | た。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | | ア　費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。 | ア　費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。 | ◇イ　費用対効果分析・コスト分析等の評価基準を満たしているものの採択<br>　分母を事業採択を行った件数とし、分子を評価基準を満たしているものを採択した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内 | ＜主要な業務実績＞<br>　評価手法が開発されている施設整備事業について、費用対効果分析又はコスト分析の評価基準を満たしているものを採択した。採択状況は以下のとおり。<br>（費用対効果･採択件数）<br>　令和２年度において費用対効果分析により採択 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　評価基準を満たしている事業を採択することにより、施設整備事業の効率的かつ効果的な実施を図ることができた。達成度合は100%（126件/126件）であった。<br><br>＜課題と対応＞ | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | した事業はなかった。<br><br>（コスト分析･採択件数）<br>・酪農経営支援総合対策事業　50 件<br>・肉用牛経営安定対策補完事業　８件<br>・堆肥舎等長寿命化推進事業　26 件<br>・畜産経営災害総合対策緊急支援事業　16 件<br>・酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業 23 件<br>・種豚等流通円滑化推進緊急対策事業　３件<br><br>合計　126 件 | 特になし | |
| | | イ　設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。 | イ　設置する施設等については、必要に応じて現地調査を行う。 | ◇ウ　設置する施設等についての必要に応じた現地調査の実施<br>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>採択した事業実施計画について、施設等の設置工事は計画に沿って進行していることをヒアリング又は報告徴求により確認した結果、工事の進捗が遅れるなどにより、現地調査を必要とするものはなかった。 | ＜評定と根拠＞<br>評定－<br><br>＜課題と対応＞<br>－ | |
| | | ウ　費用対効果分析を実施している事業にあっては､施設設置後３年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては５年目）までは利用状況の調査を行う。 | ウ　費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後３年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては５年目）までのものの | ◇エ　設置後３年目（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては５年目）までのものの利用状況の調査と必要に応じた現地調査の実施 | ＜主要な業務実績＞<br>費用対効果分析を実施している事業で設置した対象施設全てについて、施設設置後３年目までのもの（14 件）及び５年目までのもの（11 件）につ | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>必要な対象事業全てについて利用状況の確認を行うことができた。達成度合は 100%（25 件/25 件）であった。 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 利用状況の調査を行う。 | 分母を対象件数とし、分子を確認した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | いて利用状況を確認した。 | ＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | また、３年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては５年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。 | また、３年（ただし、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては５年）を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用以下となる場合は、現地調査等を通じ、改善を指導する。 | ◇オ　事後評価<br>分母を効用が費用以下となった件数とし、分子を現地調査等を通じ改善を指導した件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>目標年を３年（肉用牛生産の新規参入等を支援する事業にあっては５年）としている施設 12 件について、事後評価報告書を徴取し、効用が費用を上回ったか否かの審査・確認を行った。<br>その結果、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業２件について、投資効率が１以下となったが、２件ともに過年度に現地調査・指導を行っており、令和２年度は事業実施主体から提出のあった改善策のフォローアップとして文書による指導を実施した。<br>なお、肉用牛生産の新規参入等を支援する事業は、平成 27 年度から国へ | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>投資効率１以下のものについて、文書による指導を行うことができた。達成度合いは 100%であった。（２件/２件）<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 移管している。 | | |
| | エ　事業実施主体からの要領及び事業実施計画の承認並びに補助金の交付決定については、申請を受理した日から 10 業務日以内に承認等を行う。 | エ　事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間を 10 業務日以内とする。 | ◇カ　事務処理手続の迅速化<br>　分母を受理した要領、実施計画及び交付申請の合計件数とし、分子をこのうち 10 業務日以内で行った要領、実施計画の承認通知及び交付決定の通知の合計件数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　進行管理システムの活用等により、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間は、総受理件数 1,455 件のうち１件（畜産業振興事業）を除く 1,454 件が 10 業務日以内であった。<br>（内訳）<br>・畜産分野<br>　1075 件/1076 件<br>・野菜分野<br>　379 件/379 件 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｃ<br>　進行管理システムの活用等により、速やかな事務処理を行うことができた。達成割合は 99.9%（1,454 件/1,455 件）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　畜産業振興事業担当職員に向けた事務手続きに関する研修会において、事業実施主体から提出される各種申請書類の確認を徹底したうえで受理し、受理から通知の発出までを迅速に実施するよう指導した。 | |
| | オ　新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入するとともに、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。 | オ　新規等の補助事業については、事業効果を適切に評価できる手法を導入する。また、事業実施状況等を踏まえ、必要に応じ、評価手法の改善を行う。 | ◇キ　新規等の補助事業への適切な評価手法の導入<br>　分母を新規等の補助事業数とし、分子を評価手法導入事業数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%で | ＜主要な業務実績＞<br>　令和２年度拡充事業である種豚等流通円滑化推進緊急対策事業等の６事業により整備する器具・機材について、コスト分析基準の設定又は見直しを行った。<br><br>【参考】新たなコスト分析基準の設定又は見直しを行った事業<br>１　新たに基準額を設定<br>　種豚等流通円滑化推進緊急対策事業のうち①種 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　新規等の補助事業について、適切な評価手法の導入を行うことができた。達成度合は 100%（６事業/６事業）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | あった<br>ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | 豚及び精液等の新たな供給拠点の整備、②接種区域外へ移動させることが出来なくなった肥育素豚の追加的な飼養<br><br>２　基準額を追加・見直し<br>①肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業<br>②酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農経営等生産基盤維持・強化対策事業<br>③堆肥舎等長寿命化推進事業<br>④畜産経営災害総合対策緊急支援事業 | | |
| | | | | ◇ク　評価手法の必要に応じた改善等<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>事業実施状況等を踏まえた結果、令和２年度において評価手法の改善等の必要がなかった。 | ＜評定と根拠＞<br>評定－<br><br>＜課題と対応＞<br>－ | |
| | | カ　畜産業振興事業等について、決算上の不用理由の分析を行う。<br>また、同事業により造成された基金について、補助金等の交付により造 | カ　畜産業振興事業等について、次の取組を行う。<br>（ア）　決算上の不用理由の分析を行う。 | ◇ケ　決算上の不用理由の分析<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、か | ＜主要な業務実績＞<br>令和元年度事業のうち不用額が大きい事業について、その理由を分析し、令和２年７月７日に開催した補助事業に関する第 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>不用額の大きい事業について、その理由の分析等を行うことができた。 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 成した基金等に関する基準（平成18年８月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づき、国における事業の改廃に資するよう、毎年度見直しを実施する。その上で、保有資金及び事業実施主体に造成している基金については、機構の業務実施に必要な経費を確保する。 | | つ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | 三者委員会において、その結果を報告した。 | ＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | | （イ）造成された基金について、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年８月 15 日閣議決定。以下「基金基準」という。）等に準じて定めた基準に基づく基金の見直しを行う。 | ◇コ　基金の見直し<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>基金基準等に準じて定めた基金管理基準に基づき５基金の見直しを行った。<br>このうち、使用見込みの低い加工原料乳生産者経営安定対策事業の基金の一部を返還させた。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>基金管理基準に基づき、基金の見直しを行うことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | ７　ＩＣＴの活用による業務の効率化<br>ＴＰＰ等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ＩＣＴの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。 | ７　ＩＣＴの活用による業務の効率化<br>ＴＰＰ等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ＩＣＴの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。 | ７　ＩＣＴの活用による業務の効率化<br>ＴＰＰ等政策大綱に基づく制度改正等を踏まえて、ＩＣＴの活用等を検討し、業務運営の効率化を推進する。 | ○７　ＩＣＴの活用による業務の効率化<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>新型コロナウイルス感染症対策として、令和２年４月､既存PCの設定変更等でテレワーク専用PCを導入する等により、テレワーク推進のために必要なインフラを急遽整備した。その後、同年７月に設置されたテレワーク実施方針検討委員会（委員長：理事長）にお | ＜評定と根拠＞<br>評定ｓ<br>テレワーク機器等を計画的かつ適切に整備・導入したことにより、自宅において、機構の自席と同様の環境で業務を行うことができることになったほか、対面による会議やイベント等がWeb方式により実施可能となった。 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | いて決定された基本的な推進方針に基づき、各システムのリモート化やUSB 型シンクライアント機器やWeb 会議サービス等のインフラ整備を順次計画的に実施した。これにより、令和３年１月に発令された２度目の緊急事態宣言下における政府等の出勤抑制に対しても適切に対応することができたほか、業務運営の効率化に繋がった。<br>　特にシステムのリモート化については、今中期計画期間におけるシステム毎の工程表を策定し、定期的な点検を行いつつ着実に実施することとした。 | 　これにより、業務の円滑化、効率化が図られるとともに、感染リスクの低減、働き方改革の推進及び非常時における業務継続の実現に繋げることができたこと、また、各システムのリモート化の着実な実施に向けた体制を整えることができたことから、ｓ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | 第５　財務内容の改善に関する事項<br>３　砂糖勘定の短期借入れに係るコストの抑制<br>　砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22 年９月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた | ８　砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制<br>　砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22 年９月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に | ８　砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制<br>　砂糖勘定の累積欠損があることから、「糖価調整制度の安定的な運営に向けた取組について」（平成22 年９月農林水産省公表）に基づき負担者からの調整金収入及び生産者等への交付金支出の適正化等の収支改善に向けて講じられている取組を踏まえ、交付金の交付等を適正に実施するとともに、短期借入れを行うに当たっては、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に | ○８　砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制<br>（指標＝適切な方法による借入金融機関の決定、適切な借入期間の設定）<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>　短期借入金の借入れに当たり、令和２年３月 17 日に一般競争入札を実施（応札金融機関：３者）し、令和２年度の借入金融機関を決定した結果、借入利率のうち固定利率（スプレッド）は、0.1％となった。<br>　また、変動利率（日本円 TIBOR）については、年末年始を除き全ての借入期間を１週間以内としたことにより、年間を通じて 0.02686％となった。以上により短期借入 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　競争性を持たせた借入金融機関の決定及び適切な借入期間の設定により、借入コストの抑制に努めることができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 適切な借入期間の設定等、借入コストの抑制に努める。 | 努める。 | 努める。 | | 金の金利は、0.12563%となった。(短期プライムレート：1.475%) | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| (契約に係る事務手続等)<br>契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。<br>契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあっては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当理事、経理担当総括調整役、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。<br>また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼)」(平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」(19 農畜機第 4914 号）及び「複数年度契約について」(20 農畜機第 3538 号）により適切に措置している。<br><br>(第三者への再委託)<br>委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、書面により機構の承認を得ることを契約事務細則で定めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。令和２年度においては 17 件（少額随意契約を除く。）について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。<br><br>(一者応札の解消に向けた取組)<br>①公告期間の延長、②IT 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信やホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づく公告時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施したが、コロナ禍において専門性の高い海外等の調査委託業務が増えたため、一者応札は 40 件（前年度 32 件）となった。<br><br>(法人の長に対する報告)<br>令和２年６月 16 日に開催された第 12 回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、点検・評価を受けた。<br><br>(会計検査院からの指摘への対応)<br>令和２年度は指摘なし |

第３　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| ３ | 財務運営の適正化及び資金の管理及び運用 | | |
| | | | |

| ２．主要な経年データ | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | （参考）<br>（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | （参考情報）<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| 第５　財務内容の改善に関する事項<br><br>１　財務運営の適正化<br><br>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的に執行する。<br>独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年２月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年１月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。 | 第３　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画<br>１～３［略］<br>４　財務運営の適正化<br>独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。 | 第３　予算、収支計画及び資金計画<br><br>１～３［略］<br>４　財務運営の適正化<br>独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績を適正に管理する。 | ◎第３　予算、収支計画及び資金計画<br><br>○１　財務運営の適正化<br><br>◇（１）収益化単位の業務毎の予算と実績の適正な管理<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>「独立行政法人農畜産業振興機構の運営費交付金収益化に係る基準等について」（平成 28 年３月 31 日付け 27 農畜機第 5928 号）等に基づき、引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行った。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>引き続き収益化単位の業務毎に予算と実績の管理を行うことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。 | また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。 | また、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報を開示する。 | ◇（２）業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示となるよう取り組む<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>令和元年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行った。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>令和元年度決算において、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を行うことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | ２　資金の管理及び運用<br>資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。 | ５　資金の管理及び運用<br>資金の管理及び運用においては、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。 | ５　資金の管理及び運用<br>資金の管理及び運用においては、「資金管理運用基準」に基づき、安全性に十分留意しつつ効率的に行う。<br>（１）事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月２回以上実施する。<br>（２）資本金、事業資金の一部については、満期償還の有無、長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施する。 | ○２　資金の管理及び運用<br>「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用<br>（指標＝毎月２回以上の運用、有価証券による運用の実施）<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する<br>（経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要因による影響があった場合には、これを捨象して評価する。） | ＜主要な業務実績＞<br>「資金管理運用基準」に基づき、事業資金等のうち流動性の確保が必要な資金については、支払計画に基づき余裕金の発生状況を把握し、主に大口定期預金による運用を毎月２回以上実施した。<br>また、資本金、事業資金の一部については、満期償還の額や時期、新たに長期運用が可能な余裕金の発生状況を把握し、有価証券による運用を実施した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>支払に必要な資金は、支払が滞ることなく効率的に運用した。<br>また、長期運用が可能な資金についても、安全性に留意しつつ有価証券による効率的な運用を行うことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

## ４．その他参考情報

（資金の保有状況等）

畜産関係の資金として、調整資金 657 億円及び畜産業振興資金 2,736 億円（関連法人等に対する出資金見合等 72 億円を含む。）、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 380 億円を令和２年度末で保有しているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

（関連会社等に対する出資）

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第８条及び業務方法書第 252 条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。

これらについては、令和２年５月～９月の間に出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。

なお、平成 15 年 10 月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

（関連会社等との契約の状況）

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

（目的積立金等の状況）

法人全体　　（単位：百万円、％）

| | 平成 30 年度末（初年度） | 令和元年度末 | 令和２年度末 | 令和３年度末 | 令和４年度末（最終年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 前期中期目標期間繰越積立金 | 35,612 | 31,118 | 22,283 | | |
| 目的積立金 | － | － | － | | |
| 積立金 | － | 608 | 880 | | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 351 | 586 | 553 | | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 2,441 | 2,608 | 2,653 | | |
| うち年度末残高(b) | 351 | 235 | 292 | | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 14.4 | 9.0 | 11.0 | | |

（注）金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定　　（単位：百万円、％）

| | 平成 30 年度末（初年度） | 令和元年度末 | 令和２年度末 | 令和３年度末 | 令和４年度末（最終年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 前期中期目標期間繰越積立金 | 870 | 870 | 870 | | |
| 目的積立金 | － | － | － | | |
| 積立金 | － | 0 | 75 | | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 188 | 294 | 200 | | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 793 | 737 | 633 | | |
| うち年度末残高(b) | 188 | 106 | 94 | | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 23.7 | 14.4 | 14.8 | | |

（注）金額は、百万円未満四捨五入である。

補給金等勘定

（単位：百万円、％）

| | 平成30年度末（初年度） | 令和元年度末 | 令和２年度末 | 令和３年度末 | 令和４年度末（最終年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 前期中期目標期間繰越積立金 | 27,622 | 25,293 | 17,078 | | |
| 目的積立金 | － | － | － | | |
| 積立金 | － | － | － | | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |

（注１）金額は、百万円未満四捨五入である。
（注２）当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

（単位：百万円、％）

| | 平成30年度末（初年度） | 令和元年度末 | 令和２年度末 | 令和３年度末 | 令和４年度末（最終年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 目的積立金 | － | － | － | | |
| 積立金 | － | 354 | 414 | | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 80 | 162 | 152 | | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 357 | 489 | 601 | | |
| うち年度末残高(b) | 80 | 83 | 69 | | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 22.4 | 17.0 | 11.5 | | |

（注）金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

（単位：百万円、％）

| | 平成30年度末（初年度） | 令和元年度末 | 令和２年度末 | 令和３年度末 | 令和４年度末（最終年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 目的積立金 | － | － | － | | |
| 積立金 | － | － | － | | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 60 | 86 | 143 | | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 926 | 1,007 | 1,035 | | |
| うち年度末残高(b) | 60 | 27 | 99 | | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 6.5 | 2.7 | 9.6 | | |

（注）金額は、百万円未満四捨五入である。

でん粉勘定

（単位：百万円、％）

| | 平成30年度末（初年度） | 令和元年度末 | 令和２年度末 | 令和３年度末 | 令和４年度末（最終年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 前期中期目標期間繰越積立金 | 2,960 | 2,960 | 2,341 | | |
| 目的積立金 | － | － | － | | |
| 積立金 | － | 254 | 388 | | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 15 | 30 | 50 | | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 311 | 314 | 331 | | |
| うち年度末残高(b) | 15 | 15 | 28 | | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 4.8 | 4.8 | 8.5 | | |

（注）金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

（単位：百万円、％）

| | 平成30年度末（初年度） | 令和元年度末 | 令和２年度末 | 令和３年度末 | 令和４年度末（最終年度） |
|---|---|---|---|---|---|
| 前期中期目標期間繰越積立金 | 4,161 | 1,994 | 1,994 | | |
| 目的積立金 | － | － | － | | |
| 積立金 | － | 0 | 4 | | |
| うち経営努力認定相当額 | | | | | |
| 運営費交付金債務 | 9 | 13 | 8 | | |
| 当期の運営費交付金交付額(a) | 54 | 61 | 54 | | |
| うち年度末残高(b) | 9 | 5 | 3 | | |
| 当期運営費交付金残存率(b÷a) | 16.7 | 8.2 | 5.6 | | |

（注）金額は、百万円未満四捨五入である。

第４　短期借入金の限度額

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| ４ | 短期借入金の限度額 | | |
| | | | |

| ２．主要な経年データ | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 評価対象となる指標 | 達成目標 | （参考）<br>（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | （参考情報）<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| | － | 第４　短期借入金の限度額<br>１　運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度４億円とする。 | 第４　短期借入金の限度額<br>１　運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、４億円とする。 | ◎第４　短期借入金の限度額<br>短期借入金額の十分な精査<br>○１　運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入れ<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>資金の状況を常に把握した結果、借入れの必要はなかった。 | ＜評定と根拠＞<br>評定－<br>＜課題と対応＞<br>－ | | |
| | | ２　国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不 | ２　国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不 | ○２　国内産糖価格調整事業の甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金の一時不足とな | ＜主要な業務実績＞<br>期中における短期借入 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 800 億円とする。 | 足となる場合における短期借入金の限度額は、800 億円とする。 | る場合における短期借入れ<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | 金残高（最高額 287 億円）は借入限度額の範囲内であった。<br>具体的には、期首の借入金残高 251 億円及び交付金支払不足額 458 億円のうち、422 億円を調整金収入等により償還し、残りの 287 億円について借換えを行った。<br>機構は輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足額について借り入れたものである。<br><br>【期末借入残高の推移】<br>＜30 年度＞169 億円<br>＜元年度＞251 億円<br>＜２年度＞287 億円 | 機構は、輸入糖等から調整金を徴収し、これを主な財源として、甘味資源作物生産者等に交付金を交付する国内産糖価格調整事業を実施しているが、当該事業の支払財源である調整金収入の単価や生産者等への交付金単価等は、農林水産省が決定することとなっている。<br>砂糖勘定の短期借入金は、機構が制度を的確に運営した結果、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の支払資金等の不足について借り入れたものであり、借入れに至った理由等は適切であった。また、借入先を入札で決定する等により、借入利率を低く抑え金利負担の軽減を図ることができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | ３　でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度 120 | ３　でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、120 億円と | ○３　でん粉価格調整事業のでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入れ<br>s：取組は十分であり、か | ＜主要な業務実績＞<br>資金の状況を把握した結果、借入れの必要はなかった。 | ＜評定と根拠＞<br>評定－<br><br>＜課題と対応＞<br>－ | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 億円とする。 | する。 | つ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| （砂糖勘定の繰越欠損金）<br>繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。<br>令和２年度においては、調整金等収入 434 億円に対し、交付金等支出 521 億円で 86 億円の調整金の収支差が生じたことから、令和２年度末における砂糖勘定の主な繰越欠損金は 363 億円となった。 |

第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| ５ | １　緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付<br>２　平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 | | |
| | | | |

| ２．主要な経年データ | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 評価対象となる指標 | 達成目標 | （参考）<br>（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | （参考情報）<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| | － | 第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画<br>緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。 | 第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画<br>緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等について、各年度に発生した当該返還金等をその翌年度までに金銭により国庫に納付する。 | ◎第５　不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画<br>○１　緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が | ＜主要な業務実績＞<br>緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業に係る返還金等 1,230 百万円を令和２年 10 月 23 日に国庫納付した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>国からの納入告知に基づき、計画どおり国庫納付を行うことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | あった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | | | |
| | | 平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、早期に金銭により国庫に納付する。 | 平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出された件に対する緊急対策として平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等について、金銭により国庫に納付する。 | ○２　平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>平成 23 年度に牛肉・稲わらセシウム関連緊急対策として予備費を財源に措置した対策のうち、肉用牛肥育経営緊急支援事業に係る返還金等 13 百万円を令和２年４月 30 日、７月 30 日、10 月 23 日及び令和３年１月 27 日に国庫納付した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>国からの納入告知に基づき、計画どおり四半期毎に国庫納付を行うことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| 4．その他参考情報 |
|---|
| 特になし |

第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| ６ | 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 | | |
| | | | |

| ２．主要な経年データ | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | （参考）<br>（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | （参考情報）<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| － | 第６　第５に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画<br>予定なし | 第６　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画<br>予定なし | － | ＜主要な業務実績＞<br>実績なし | ＜評定と根拠＞<br>評定－<br><br>＜課題と対応＞<br>－ | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし |

第７　剰余金の使途

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | | |
|---|---|---|---|
| 7 | 剰余金の使途 | | |
| | | | |

| ２．主要な経年データ | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 評価対象となる指標 | 達成目標 | （参考）<br>（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | （参考情報）<br>当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 | |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | | |
| | － | 第７　剰余金の使途<br>人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。 | 第７　剰余金の使途<br>人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。 | ◎第７　剰余金の使途<br>剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>業務運営に必要なものに充てるべき剰余金はなかった。 | ＜評定と根拠＞<br>評定－<br><br>＜課題と対応＞<br>－ | | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし |

第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項

| １．当事務及び事業に関する基本情報 | | |
|---|---|---|
| ８－１～８－８ | ８－１　ガバナンスの強化<br>（１）内部統制の充実・強化<br>（２）コンプライアンスの推進<br>８－２　職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）<br>（１）職員の人事に関する方針<br>（２）人員に関する指標<br>（３）業務運営能力等の向上<br>８－３　情報公開の推進<br>（１）情報開示及び照会事項への対応<br>（２）資金の流れ等についての情報公開の推進 | ８－４　消費者等への広報<br>（１）消費者等への情報提供<br>（２）ホームページの機能強化<br>８－５　情報セキュリティ対策の向上<br>（１）情報セキュリティ対策の向上<br>（２）緊急時を含めた連絡体制の整備<br>８－６　施設及び設備に関する計画<br>８－７　積立金の処分に関する事項<br>８－８　長期借入れを行う場合の留意事項 |
| | | |

２．主要な経年データ

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | （参考）（前中期目標期間最終年度値等） | 30 年度 | 元年度 | ２年度 | ３年度 | ４年度 | （参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 情報提供した事項に対する照会件数 | － | ３件 | ３件 | ５件 | ２件 | | | |
| 目標業務日以内に対応した件数 | 翌業務日以内の対応 | ３件 | ３件 | ５件 | ２件 | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| 機構からの直接補助対象者等に係る情報公表回数 | － | ２回 | ２回 | ２回 | ２回 | | | |
| 目標業務日以内に対応した回数 | ９月末までの公表 | ２回 | ２回 | ２回 | ２回 | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| 生産者等への資金に係る情報公表回数 | － | ２回 | ２回 | ２回 | ２回 | | | |
| 目標業務日以内に対応した回数 | ９月末までの公表 | ２回 | ２回 | ２回 | ２回 | | | |
| 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| 輸入指定糖等から徴収した調整金の総額等に係る情報公表回数 | － | ４回 | ４回 | ４回 | ４回 | | | |
| 目標業務日以内に対応した回数 | 四半期終了月の翌月末までの公表 | ４回 | ４回 | ４回 | ４回 | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| | 機構からの補助金により造成された基金数 | － | ７基金 | ７基金 | ６基金 | ５基金 | | | |
| | 保有状況等を公表した基金数 | 全ての基金について公表 | ７基金 | ７基金 | ６基金 | ５基金 | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |
| | 事業返還金を含む経理の流れに係る情報公表回数 | － | １回 | １回 | １回 | １回 | | | |
| | 目標業務日以内に対応した回数 | ９月末までの公表 | １回 | １回 | １回 | １回 | | | |
| | 達成度合 | － | 100% | 100% | 100% | 100% | | | |

| ３．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 中期目標 | 中期計画 | 年度計画 | 評価指標 | 法人の業務実績・自己評価 | | 主務大臣による評価 |
| | | | | | 業務実績 | 自己評価 | |
| | 第６　その他業務運営に関する重要事項<br><br>１　内部統制の充実・強化<br><br>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行 | 第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項<br>１　ガバナンスの強化<br><br>（１）内部統制の充実･強化<br><br>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、機構に期待される役割を適切に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実施するとともに、実施状況についてモニタリングを行 | 第８　その他主務省令で定める業務運営に関する事項<br>１　ガバナンスの強化<br><br>（１）内部統制の充実･強化<br>内部統制の充実・強化を図るため、次の取組を行い、必要に応じて規程等を見直す。<br>ア　内部統制を適切に推進するための内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係るモニタリングを実施する。 | ◎第８　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項<br>○１　ガバナンスの強化<br><br>（１）内部統制の充実･強化<br><br>◇ア　内部統制の推進<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>令和２年７月 13 日に内部統制委員会を開催し、各種内部統制の取組に係る平成 30 年度の点検結果のフォローアップ及び令和元年度のモニタリング結果の点検を行った。また、平成 30 年度に策定した内部統制に関する改善方針に係る具体化方策の対応状況の点検を併せて行った。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>内部統制委員会を開催し各種取組に関する点検等を通じ、PDCA サイクルによる確実な検証及び今後に向けた対応の検討を行うことができた。また、行動憲章の定着化に向け、役職員自らに考えてもらう取組を行うことができた。 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実･強化を図る。<br>　また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。 | い、必要に応じて規程等を見直す等、内部統制の更なる充実･強化を図る。 | | | 　加えて、前年度末に全面的な改訂を行った行動憲章について、その趣旨･内容を正しく理解し、個人及び組織への浸透・定着を促し、日々の行動として実践されることを期して、担当理事の説明による動画及び説明資料をイントラネットに掲載した。また、役職員が実践していく取組として、行動憲章の各指針について、一人一人が具体的な行動目標を考える「私の行動宣言」を募集しイントラネットで共有した。 | ＜課題と対応＞ | |
| | | | イ　理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。 | ◇イ　役員会の開催<br>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>　財務諸表の承認申請、業務方法書の変更認可申請等の業務運営等に関する重要事項について、理事長の意思決定を補佐するため､役員会を 13 回開催し、審議を行った。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　役員会を適切に開催することにより、理事長の意思決定の補佐に十分に取り組むことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | | | ウ　組織目標の達成等に必要な情報を適切に伝達し、役職員間の意思疎通及び情報の共有化を図るため、幹部会を定期的に開催する。 | ◇ウ　役職員間の意思疎通及び情報共有化の推進<br>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分で | ＜主要な業務実績＞<br>　組織に与えられたミッションを有効かつ効率的に実施するための内部統制の充実を図るため、理事長の主催により､原則､毎週、幹部会を開催し、業務運営の方向性を明確に伝えるとともに、組織として取り組むべき課題 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>　計画どおり幹部会を開催し、その内容のイントラネットへの掲載等を行うことを通じ、役職員間の意思疎通及び情報共有に十分取り組むことができた。<br>　特に、理事長のリーダ | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | あり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | やそれへの対応を把握・共有し、その内容をイントラネットに掲載するなどして役職員に広く周知した。<br>　また、令和２年７月、理事長のリーダーシップの下、テレワーク実施方針検討委員会（委員長：理事長）を新たに立ち上げ、新型コロナウイルスの感染対策に加え、働き方改革の推進、非常時における業務継続、業務の効率化に向けたテレワークの推進体制を整えるとともに、各種会議の Web 方式による開催等、衛生対策の徹底による感染リスクの低減に取り組んだ。<br>　さらに、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、創立記念行事や年頭訓示の理事長メッセージを対面ではなく、イントラネット上で動画配信した。 | ーシップの下、新型コロナウイルスの感染対策等としてテレワークの推進や徹底した衛生対策を実施することができたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | | | エ　平成 31 年度内部監査年度計画に基づく内部監査を実施する。 | ◇エ　内部監査の実施<br>ｓ:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>ａ:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>　内部監査年度計画（令和２年３月 23 日付け元農畜機第 7735 号）に基づき、特産業務部、経理部、畜産経営対策部及び野菜振興部の所掌業務並びに法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策の運用について内部監査を実施し、内部監査報告書を取 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　内部監査年度計画における被監査部署４部署及び３テーマ（計７件）について、計画どおり内部監査を実施することができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | りまとめ、理事長に報告した。 | | |
| | | | オ　業務上のリスクを適切かつ効率的に管理するため、リスク管理の取組を推進する。 | ◇オ　リスク管理対策の推進<br>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>令和２年 10 月 12 日にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議した。<br>また、令和３年２月 24 日～３月 19 日､役員及び管理職を対象として、外部の一般的なリスクや不祥事への対応事例などを学ぶことでリスク管理の視野を広げることを目的としたリスク管理研修について、外部講師による動画視聴方式により実施した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>計画どおりリスク管理委員会等を開催し、リスクの適切かつ効率的な管理に十分取り組むことができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | | カ　個人情報の適正な取扱いを通じた個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護対策を講じる。 | ◇カ　個人情報保護対策の推進<br>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>令和２年８月 26 日に開催された個人情報保護制度の運用に関する研修会（総務省）に職員１名を参加させた。また、地方事務所において派遣職員を対象に指導を行った（鹿児島及び那覇: ６月、10 月)。<br>令和２年 12 月１日～12 月 10 日の間に実施されたコンプライアンスに関する認識度調査において、個人情報の保護についてセルフチェックを行い、個人情報の漏えい防止のための対応が概ね適切に行われていることを確認した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>個人情報保護に関する研修、認識度調査、個人情報保護管理担当者の自己点検及びその結果に対する指導を通じて、個人情報保護対策を十分に推進することができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | このほか、令和３年２月８日から２月 26 日、個人情報保護管理担当者（各課長）を対象に個人情報に係る取得から廃棄に至る各段階の取扱いに関する自己点検を実施した。 | | |
| | | （２）コンプライアンスの推進<br>機構に対する国民の信頼を確保する観点から、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で審議された計画に基づくコンプライアンスを推進する。 | （２）コンプライアンスの推進<br>法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、コンプライアンス委員会で審議された平成 31 年度コンプライアンス推進計画に基づくコンプライアンスを推進する。 | ◇（２）コンプライアンスの推進<br>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>令和２年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口（内部相談窓口・外部相談窓口）の適切な運用、ｅラーニング研修及び認識度調査の実施、推進状況の点検、「コンプライアンス推進週間」（７月、11 月）における啓発、他法人等における事例の共有、教育資材の活用等について、計画どおり実施した。<br>また、令和３年３月 11 日にコンプライアンス委員会を開催し、令和２年度コンプライアンス推進計画の実施状況を報告するとともに、令和３年度コンプライアンス推進計画について審議の上、これを策定した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>令和２年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスを推進することができた。<br>また、コンプライアンス委員会において令和２年度コンプライアンス推進計画の実施状況を報告するとともに、令和３年度コンプライアンス推進計画を策定することができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | ２　職員の人事に関する計画<br><br>機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十 | ２　職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）<br>（１）方針<br>業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応 | ２　職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）<br>（１）方針<br>業務運営の効率化に努め、業務の質や量に対応 | ○２　職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）<br>◇（１）職員の人事に関する方針<br>（指標＝職員の適正な配 | ＜主要な業務実績＞<br>勤務状況管理システムにより各部署の職員の勤 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>機構の組織・業務運営 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 全に発揮できるよう、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握するとともに、研修等による人材の育成及び適切な配置を行う。 | した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。<br>　また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 | した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。<br>　また、機構の組織・業務運営の一層の活性化を図るため、人事評価制度、管理職ポストオフ制度、適正な新規採用等を着実に実施する。 | 置、人事評価制度等）<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | 務時間等をリアルタイムで把握しつつ、人事管理・人材育成に関する指針等を踏まえて職員の適正配置を行ったほか、人事評価及び管理職ポストオフをそれぞれの制度に基づき実施した。<br>　また、令和２年度において６名の新規採用及び３名の任期付職員採用を行った。 | の一層の活性化を図るため、職員の適正配置、人事評価、管理職ポストオフ、新規採用等の取組を適切に実施することができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | | （２）人員に関する指標<br>　期末の常勤職員数は、250 人を上回らないものとする。<br><br>〔参考１〕<br>期初の常勤職員数の見込み 237 人<br>期末の常勤職員数の見込み 250 人（期初の常勤職員数に TPP11 協定の発効に伴い追加される加糖調製品からの調整金徴収業務に係る増員数 13 人を加えた数）<br><br>〔参考２〕<br>中期目標期間中の人件費総額見込み 10,643 百万円 | （２）人員に関する指標<br>　期末の常勤職員数は、250 人を上回らないものとする。 | ◇（２）人員に関する指標<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する<br><br>（各年度の年度計画において規定されている具体的な常勤職員数の目標に基づき、達成度合を評価する） | ＜主要な業務実績＞<br>　期末の常勤職員数は 238 人となった。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　常勤職員数が計画どおり 250 人を上回っていないことを確認した。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | | （３）業務運営能力等の向上<br>　機構の使命や業務の目的を自覚し、その職階に応じた業務遂行能力を十全に発揮できるよう、以下のとおり研修を行う。 | （３）業務運営能力等の向上<br>　職員の事務処理能力の向上を図るため、業務運営能力開発向上基本計画に基づき、研修を実施する。 | （３）業務運営能力等の向上 | | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ア　職員の総合的能力を養成するため階層別研修（初任者、一般職員、管理職）を実施する。 | ア　職員の総合的能力を養成するための階層別研修として以下の研修を実施する。<br>(ア)初任者研修として、ビジネスマナー研修、初任者現場研修等<br>(イ)一般職員研修として、農村派遣研修、行政実務研修、統計研修等<br>(ウ)管理職研修として、新任管理職研修等 | ◇ア　階層別研修の実施<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>令和２年度新規採用者等に対し、職員として必要な基礎知識や職場への適応力を付与することを目的に、以下の研修を実施した。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、農村派遣研修等一部の研修については実施を見合わせた。<br>ア　新聞購読研修（11 月～３月、令和３年度新規採用予定者３名）<br>イ　採用時衛生研修（４月、11 月、令和２年度新規採用者等９名）<br>ウ　業務概要習得研修（４月、11 月、令和２年度新規採用者等９名）<br>エ　ビジネスマナー研修（４月、令和２年度新規採用者６名）<br>オ　初任者研修（11 月、令和２年度新規採用者等 18 名）<br><br>一般職員に対し、係員、係長、課長補佐、課長代理のそれぞれの階層において職務遂行能力や資質を高めることを目的に以下の研修を実施した。<br>ア　係員研修（４、８、11、12 月、69 名）<br>イ　係長研修（12 月、31 名）<br>ウ　行政実務研修（７～６月、３名）<br>エ　中堅職員（課長補佐）研修（３月、24 名） | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>階層別に求められる職員の総合的能力を養成するための、階層別研修を概ね計画どおり実施することができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | オ　統計分析研修（10、11月、２名）<br>カ　情報提供技術向上研修（11、12月、３名）<br>キ　役員を講師とした機構業務の位置付け等に係る研修（12、1、２月、266名）<br><br>管理職に対し、必要とされる知識及び技能を付与し、管理者としての能力を高めることを目的に以下の研修を実施した。<br>ア　リスク管理等に関する外部講師研修（２～３月、77名）<br>イ　評価者研修（８月、１名）<br>ウ　メンタルヘルス研修（11～２月、74名） | | |
| | | イ　職員の専門的能力を養成するため、必要に応じて、会計事務職員研修、情報ネットワーク維持管理研修、衛生管理者養成研修等の専門別研修を実施する。 | イ　職員の専門的能力を養成するため、人事異動に応じて、各部署で必要とされる能力を確保するため、必要に応じて下記の研修を受講させる。<br>(ア)会計関連研修として、会計事務職員研修<br>(イ)広報・システム関連研修として、広報研修、情報ネットワーク維持管理研修<br>(ウ)総務・人事関連研修として、衛生管理者養成研修、個人情報保護研修<br>(エ)監査関連研修として、内部監査研修等<br>(オ)調査情報関連研修として、語学力向上研修、 | ◇イ　専門別研修の実施<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>職員の専門能力を養成するため、以下の研修を実施した。なお、内部監査研修については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、参加を予定していた外部機関による研修が実施されなかったため、受講させることができなかった。<br>・会計関連研修<br>会計事務職員研修（９～11月、１名）<br>・広報・システム関連研修<br>ア　広報研修（１月、１名）<br>イ　情報ネットワーク | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>職員の専門的能力を養成するための専門分野別研修を計画どおり実施することができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 海外派遣研修、<br>（カ）畜産関連研修として、中央畜産技術研修会、食肉基礎研修 | | 維持管理研修（10～３月、３名）<br>・総務・人事関連研修<br>ア　衛生管理者養成研修（10 月、１名）<br>イ　個人情報保護研修（８、10 月、11 名）<br>ウ　上記に加え、公文書管理研修（８、９月、２名）及びメンタルヘルス管理研修（１月、１名）<br>・調査情報関連研修<br>ア　語学力向上研修（10～３月、７名）<br>イ　JETRO 派遣（海外派遣を含む）研修（４～３月、３名）<br>・畜産関連研修<br>ア　中央畜産技術研修（８、11、12～３月、６名）<br>イ　食肉基礎研修（12 月、５名） | | |
| | ３　情報公開の推進 | ３　情報公開の推進 | ３　情報公開の推進 | ○３　情報公開の推進 | | | |
| | （１）情報開示及び照会事項への対応<br>公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすることとし、関連する保有情報に | （１）情報開示及び照会事項への対応<br>公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第１項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすること | （１）情報開示及び照会事項への対応<br>公正な法人運営を実施し、機構に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づく情報の開示を行うほか、同法第 22 条第１項に基づき情報提供した事項に関する照会に対しては、迅速かつ確実な対応をすること | ◇（１）照会事項への対応<br>情報提供した事項に関する照会についての原則として翌業務日以内の対応<br>ｓ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100％であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる | ＜主要な業務実績＞<br>情報提供した事項に対して照会のあった２件について、２件とも翌業務日以内に回答した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>照会のあった２件とも、翌業務日以内に対応することができた。達成度合は 100％（２件/２件）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ついては、原則として翌業務日以内に対応する。 | とし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。 | とし、関連する保有情報については、原則として翌業務日以内に対応する。 | ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | | | |
| | （２）資金の流れ等についての情報公開の推進<br>　機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 | （２）資金の流れ等についての情報公開の推進<br>　機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、機構からの直接の補助対象者のみならず、そこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額も公表する。 | （２）資金の流れ等についての情報公開の推進<br>　機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明責任を果たす等の観点から、以下の取組を行う。<br>ア　畜産関係業務、野菜関係業務<br>（ア）機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を９月末までに公表する。 | （２）資金の流れ等についての情報公開の推進<br>ア　畜産関係業務、野菜関係業務<br>◇（ア）機構からの直接補助対象者等に係る情報公開の推進<br>　分母を公表回数とし、分子を９月末までに公表した回数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>　畜産関係業務及び野菜関係業務において、機構からの直接の補助対象者及びそこから更に補助を受けた者の団体名、金額、実施時期等を令和２年９月末までにホームページにおいて公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　計画どおり９月末までに公表することができた。達成度合は 100%（２回/２回）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | | | | | | | |
| | | これらの事項については、その総額等を毎年度取りまとめ、翌年度９月末までに公表する。 | （イ）生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を９月末までに公表する。 | ◇（イ）生産者等への資金に係る情報公開の推進<br>分母を公表回数とし、分子を９月末までに公表し | ＜主要な業務実績＞<br>　畜産関係業務及び野菜関係業務において、生産者に渡った資金の事業 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　計画どおり９月末までに公表することができ | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | た回数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | 別、地域別の総額を令和２年９月末までにホームページにおいて公表した。 | た。達成度合は100%（２回/２回）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | 特産関係（砂糖・でん粉）の交付金交付業務の運営状況等については、機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を公表する。 | 特産関係（砂糖・でん粉）については、機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。 | イ　特産関係（砂糖・でん粉）業務<br>機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構からの交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について、四半期終了月の翌月末までに公表する。 | ◇イ　特産関係（砂糖・でん粉）業務<br>分母を公表回数とし、分子を四半期終了月の翌月末までに公表した回数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>機構が輸入指定糖等から徴収した調整金の総額及び機構から交付金交付対象者に交付した交付金の事業別・地域別の総額を四半期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について四半期終了月の翌月末までにホームページにおいて公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>計画どおり四半期の終了月の翌月末までに情報を公表することができた。達成度合は100%（４回/４回）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | また、畜産業振興事業により、事業実施主体において造成された基金については、補助金等の交 | また、畜産業振興事業により事業実施主体において造成された基金については、基金基準等の趣 | ウ　畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金については、基金基準等に準じ | ◇ウ　機構からの補助金により造成された基金に係る情報公開の推進<br>分母を機構からの補助 | ＜主要な業務実績＞<br>基金管理基準に基づき、以下の５基金について、名称、基金額等の基 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>基金管理基準に基づき、基本的事項を公表す | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年８月 15 日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を機構において公表する。 | 旨を踏まえ、機構から直接交付を受けた補助金による基金のみならず、事業実施主体を経由し間接的に機構の補助金の交付を受けて設置されているものも含め、全ての基金保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめ、機構において公表する。 | て定めた基準に基づき、基金の保有状況、今後の使用見込み等を取りまとめて公表する。 | 金により造成された基金数とし、分子を公表した基金数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | 本的事項等を令和２年 11 月６日にホームページにおいて公表した。<br>①融資準備財産<br>②畜産経営維持緊急支援資金融通事業基金<br>③貸付機械取得資金<br>④畜産高度化支援リース基金<br>⑤加工原料乳生産者積立金 | ることができた。達成度合は 100%（５基金/５基金）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを公表するとともに、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等、積極的に説明責任を果たすものとする。 | このほか、畜産関係業務について、会計処理の透明性を確保する観点から、資金の規模及び畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを毎年度取りまとめ、翌年度９月末までに公表する。<br>また、事業返還金の活用について、その会計処理の分かりやすい説明を付記する等により、積極的な説明を行う。 | エ　畜産業振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で９月末までに公表する。 | ◇エ　事業返還金を含む経理の流れに係る情報公開の推進<br>分母を公表回数とし、分子を９月末までに公表した回数とする。<br>ｓ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための特に優れた取組内容が認められる<br>ａ：達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる<br>ｂ：達成度合は 100%であった<br>ｃ：達成度合は、80%以上 100%未満であった<br>ｄ：達成度合は、80%未満であった | ＜主要な業務実績＞<br>令和元年度の実績に係る畜産業振興資金に繰り入れられた補助事業に係る返還金を含む経理の流れを、事業返還金の活用理由等を付記した上で、分かりやすい内容で令和２年９月 10 日にホームページにおいて公表した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>令和元年度の畜産業振興事業の実績について、畜産振興資金に繰り入れられた事業返還金を含む経理の流れを、分かりやすい内容で９月末までに公表することができた。達成度合は 100%（１回/１回）であった。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | ４　消費者等への広報 | ４　消費者等への広報 | ４　消費者等への広報 | ○４　消費者等への広報 | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに、機構の業務運営に対する国民の理解を深めるため、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信する。<br>また、ホームページによる情報提供については、機構の最新の動向を正確かつ迅速に提供するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページの機能強化に努める。 | （1）消費者等への情報提供<br>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。 | （1）消費者等への情報提供<br>消費者等への情報の提供については、国民消費生活の安定に寄与するとともに機構の業務運営に対する国民の理解を深める観点から、消費者等の関心の高い農畜産物や機構の業務に関連した情報を積極的に分かりやすい形で発信するため、以下の取組を実施する。<br>ア　広報活動の強化を図るため、広報推進委員会を開催し、改善策を検討する。 | （1）消費者等への情報提供<br>◇ア　広報推進委員会における広報活動の改善策についての検討<br>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>各部の幹部職員から構成される広報推進委員会を５回開催し、ホームページその他の広報活動の改善・強化につながる方策やコロナ禍における情報発信の方法等を検討し、その結果を踏まえ、動画配信等 web を活用した情報発信の推進や消費者の関心が高い料理レシピの構成の見直し等の改善を行った。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>ホームページ等の改善を図るため、広報推進委員会において、広報活動の改善と強化について検討し、広報活動の改善・強化に努めることができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | ア　消費者等へのアンケート調査を実施し、その結果等を踏まえ、ホームページ等の充実を図る。 | イ　消費者等の情報ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を実施するとともに、その結果等を踏まえ、ホームページの「消費者コーナー」の充実等を図ることにより、消費者等への分かりやすい情報提供を推進する。 | ◇イ　消費者の情報ニーズ、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査の実施<br>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分で | ＜主要な業務実績＞<br>消費者ニーズを把握するため、ホームページ、業務紹介用パンフレットに関するアンケート調査を令和３年１月に実施した。（全国 15 歳以上の男女、有効サンプル数は 200 名） | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>令和３年度における情報提供の参考とするため、計画どおりアンケート調査を実施することができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | あり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | | | |
| | | | | ◇ウ　ホームページでの「消費者コーナー」等の充実を通じた消費者等への分かりやすい情報提供の推進<br>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>令和元年度に実施した消費者等へのアンケートにおいて、機構業務紹介を動画で見られると良いとの回答があったことを踏まえ、機構業務の役割や必要性を紹介したコンテンツ（Ｑ＆Ａ）をアニメーション化して動画で配信した。<br>また、「消費者コーナー」の料理レシピについて、閲覧者が検索しやすいよう、料理の種類別に整理するなど構成を見直した。<br>さらに、機構の認知度を向上させるとともに、農畜産業や機構業務への理解を深め機構のファンを増やすため、Facebook により随時情報発信を行った。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>文字を中心とした既存の業務紹介コンテンツをアニメーション化して動画で配信することで、機構の業務の必要性・意義をより分かりやすい形で消費者等に情報提供することができた。<br>また、Facebook による情報発信を行うことで、機構の業務活動について広く消費者等の理解を得るとともに機構の認知度を向上させることができた。<br>これら web を活用した新たな方法で消費者等へ分かりやすい情報を提供することができたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | イ　消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。 | ウ　消費者等との意見交換会等を通じた双方向・同時的な情報や意見の交換等により、農畜産物や機構業務に関する消費者等の理解の促進を図る。 | ◇エ　消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催（指標＝消費者等との意見交換会、セミナー等の実施）<br>s:取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が | ＜主要な業務実績＞<br>外食企業が取り組む国産加工・業務用野菜の生産・供給体制や品質、産地との関わり及び機構が実施する「加工・業務用野菜支援の取組」について、消費者等の理解促進を図るため、Web 会議を利用した関係者との意見交換会を開催した。 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>意見交換会に参加した方からは、国産加工・業務用野菜への理解が深まったとの意見が出されたほか、消費者団体のホームページや機関紙を通して広くフィードバックされるなどにより、外食産業の実態及び機構業務等 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | あった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | また、Web 会議を利用した alic セミナーの開催（４回）、広報誌の発行（４回）等を通じて、消費者等への情報提供に取り組んだ。 | への理解の促進を図ることができた。<br>また、alic セミナーでは、畜産、野菜、砂糖分野の海外情報や EU の持続可能な農畜産業といったタイムリーなテーマを取り上げたことにより、参加者アンケートにおいて大宗から「良かった」・「まあ良かった」との高評価を得ることができた。<br>新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、消費者等への対面による広報活動が困難となる中、Web 会議を活用し、計画どおり実施できたことから、ａ評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし | |
| | | （２）ホームページの機能強化<br>ホームページによる情報提供については、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、ホームページのスマートフォンへの対応等、ホームページの機能強化に努める。 | （２）ホームページの機能強化<br>ホームページの機能強化を図るため、以下の取組を行う。<br>ア　ホームページの改善等に反映させるため、ホームページの活用状況の集計・分析を実施する。<br>イ　アの集計･分析結果、アンケート調査結果、情報検討委員会の意見等を踏まえた検討を行い、ホームページをスマートフォンへ対応させるなど必要に応じてその結果をホームページに反映させ | ◇（２）ホームページの機能強化<br>（指標＝活用状況の集計・分析、必要に応じたホームページへの反映）<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>アクセス解析ソフトによりホームページのアクセス数等の集計分析を行い、各部へその結果を提供し、情報提供の充実に活用した。<br>また、ホームページ利用者の属性や関心事項を把握するため、アンケートページ作成機能をホームページに導入した。<br>さらに、情報発信の強化を図るため､｢消費者コーナー｣(ムービーコーナー）に動画共有サイト（YouTube）を新たに開設 | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>ホームページのアクセス分析を行うことにより、情報提供のテーマ選定の検討等に活用することができた。<br>また、ホームページ利用者の関心事項等を把握する機能を導入したことで、ホームページの改善等に必要な閲覧者の意見を効率的に収集することが可能となったほか、動画共有サイト（YouTube）の導入により、分かりやすい情報提供にとどまら | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | る。<br>ウ　農畜産業及びその関連産業の発展に寄与するため、これら産業に携わる事業者等がホームページに広告を掲載する機会を提供する。 | | し、畜産関係補助事業の公募に係る事業実施主体への事業説明に利用するなど、機構業務全般の情報発信に活用した。<br>　このほか、農畜産業及びその関連産業の発展に資するための関連事業者等への広告掲載機会の提供について、従来のホームページに加え、新たに情報誌のメールマガジンも対象とする媒体とし、ホームページへのバナー広告については、４事業者へ掲載の機会を提供した。 | ず、コロナ禍における情報発信の強化に繋げることができた。<br>　さらに、農畜産業及びその関連産業に携わる事業者に対し、機構のホームページ等を広告媒体として活用できる機会を提供することにより、これらの事業の発展に資することができた。<br>　このことから、中期計画における所期の目標を上回る成果を得ることができたことから、a 評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | ５　情報セキュリティ対策の向上<br>　サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第１項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。 | ５　情報セキュリティ対策の向上<br>（１）サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第１項に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。 | ５　情報セキュリティ対策の向上<br>（１）サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関係規程等を適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。 | ○５　情報セキュリティ対策の向上<br>◇（１）情報セキュリティ対策の向上<br>（指標＝規程等の見直し、規程等の周知、実施状況の点検、監査、対策の改善等）<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>　令和２年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、以下①から⑧の取組を実施した。<br>①　各業務システムについて、情報システム台帳の更新を行った上で、担当者へのヒアリングを行い、現状、今後の更改等の予定、費用等を把握するとともに、外部専門家によるセキュリティ診断を実施した。<br>②　役職員を対象として、外部講師による動画視聴型研修及び標的型メール訓練を実施し | ＜評定と根拠＞<br>評定ａ<br>　令和２年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき、関係する内部規程の改正を行うとともに、情報セキュリティに係る訓練、研修、自己点検等の取組を計画どおり実施することができた。<br>　また、自己点検において、テレワーク時の情報セキュリティ対策について必要な指導を行うことができた。<br>　特に、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、急遽整備したテレワーク機器等について、短 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | た。<br>③　標的型攻撃メール等によるウイルス感染防止のポイントや不審メールの見分け方等について、役職員に対してポップアップ形式により毎日繰り返し周知を行った。<br>④　テレワーク時を含む情報セキュリティ対策について、役職員による自己点検を行い、点検結果に基づく各部の改善結果の評価から得られた共通的な留意点について、次年度の自己点検計画に反映させることとした。<br>⑤　情報セキュリティ対策の高度化を図るため、メールセキュリティ対策サービスの導入、機密性の高い情報を保存している電磁的記録媒体のデータ抹消及び物理的な破壊並びに役職員用端末のパスワードに係る要件の厳格化を行った。<br>⑥　サイバー攻撃や不正アクセスに対する対策として、プロキシサーバ、IPS による外部監視サービス、ファイル暗号化システム及び振舞検知ソフトの運用を継続した。<br>⑦　NISC による情報セキュリティ監査（マネジメント監査、ペネトレーションテスト）に | 期間で情報セキュリティ対策を万全に講じるなど情報セキュリティ対策の向上に十分取り組むことができたことから、a 評価とした。<br><br>＜課題と対応＞<br>特になし。 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 適切に対応した。<br>⑧　農水省情報セキュリティ関係下位規程の改正等を踏まえ、関係する内部規程の改正を行った。<br><br>また、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、テレワーク推進のために必要なインフラ環境整備（専用PCの整備、USB型シンクライアントシステムの導入、ルールの策定）等について、テレワーク実施方針検討委員会において決定された基本的な推進方針に基づき、情報セキュリティ対策を万全に講じた上で実施した。<br>なお、令和３年３月23日に情報セキュリティ委員会を開催し、令和２年度情報セキュリティ対策及びテレワーク対応の実績を報告するとともに、令和３年度情報セキュリティ対策推進計画の了承を得た。 | | |
| | | （２）農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。<br>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡し | （２）緊急時を含めた連絡体制の整備<br>所管部局との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について所管部局との情報交換を積極的に行う。<br>特に、事故・障害等が発生した場合は、速やか | ◇（２）緊急時を含めた連絡体制の整備<br>（指標＝所管部局との連絡体制の整備、情報交換の実施等）<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果が | ＜主要な業務実績＞<br>農林水産省の担当部局を含めた緊急時の連絡網の整備・更新を行った。また、ソフトウェアの脆弱性情報の共有やセキュリティに関するアップデートの実施状況等について、同省の担当部局に連絡・相談することにより | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>緊急時を含めた連絡体制の整備等について、農林水産省担当部局との連絡網の整備・更新、同部局との情報セキュリティに係る適時の情報交換を的確に実施することができた。 | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | て適切な対策を実施する。 | に所管部局の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。 | あった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | 情報交換を行った。<br>　このほか、機構内の各情報システム責任者等の名簿についても整備・更新し、連絡体制を整備した。 | ＜課題と対応＞<br>　特になし | |
| | － | ６　施設及び設備に関する計画<br>予定なし | ６　施設及び設備に関する計画<br>予定なし | － | － | － | |
| | － | ７　積立金の処分に関する事項<br>　畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第８条第１項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第１号ニからチまでに規定する業務、同条第５号ニ及びホに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第３条第１項に規定する業務に充てることとする。 | ７　積立金の処分に関する事項<br>　畜産勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号。以下「機構法」という。）附則第８条第１項に基づき管理及び処分を行う。また、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定の前期中期目標期間繰越積立金は、それぞれ機構法第 10 条第１号ロからへまでに規定する業務、同条第５号ホ及びへに規定する業務並びに肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第３条第１項に規定する業務に充てることとする。 | ○７　前期中期目標期間繰越積立金の処分<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ:取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>（畜産勘定）<br>　畜産勘定の前中期目標期間繰越積立金 870 百万円は、旧農畜産業振興事業団より承継した株式会社への出資の持分として、機構法附則第８条第１項に基づき管理している。<br><br>（補給金等勘定）<br>　令和元年度決算において 2,328 百万円の当期純損失を計上したため、機構法第 10 条第１号ロからへまでに規定する業務に前中期目標期間繰越積立金（元年度末残高 25,293 百万円）を充てた。<br><br>（でん粉勘定）<br>　令和元年度決算において、134 百万円の当期純利益を計上したため、前中期目標期間繰越積立金（元年度末残高 2,960 | ＜評定と根拠＞<br>評定ｂ<br>　前中期目標期間繰越積立金は、畜産勘定、補給金等勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定においてそれぞれ適切に管理することができた。<br><br>＜課題と対応＞<br>　特になし | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 百万円）の充当実績はなかった。<br><br>（肉用子牛勘定）<br>令和元年度決算において2,163百万円の当期純損失を計上したため、肉用子牛生産安定等特別措置法第３条第１項に規定する業務に前中期目標期間繰越積立金（元年度末残高 1,994百万円）を充てた。 | | |
| | ６　長期借入れを行う場合の留意事項<br>機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。 | ８　長期借入れを行う場合の留意事項<br>機構法に基づき長期借入れを行うに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行う。 | － | ○８　長期借入れを行う場合の留意事項<br>長期借入金の極力有利な条件での借入れ<br>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果があった<br>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった<br>ｂ：取組は十分であった<br>ｃ：取組はやや不十分であり、改善を要する<br>ｄ：取組は不十分であり、抜本的な改善を要する | ＜主要な業務実績＞<br>長期借入れは行わなかった。 | ＜評定と根拠＞<br>評定－<br><br>＜課題と対応＞<br>－ | |

| ４．その他参考情報 |
|---|
| 特になし |